

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第69号 光市民ホールの指定管理者の指定について

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②議案第58号 令和3年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑

#### ○河村委員

30ページの事務局運営事業のところの解体工事ですが、つるみとさつきについて解体しようという話なんですけど、ちょっと流れを教えてくださいんですけど。前、給食センターの解体をするときに、解体をしないでそのまま行政財産のまま売ったのよね。何でそういうことが起こるのか、手続の違いの流れをちょっと教えてください。

#### ○升教育総務課長

手続の流れについてお尋ねを頂きました。このたびの幼稚園の解体につきましては、御存じのとおり平成30年3月の幼稚園再編に伴い、つるみ・さつき幼稚園の両方を廃園というか、用途を廃止することになりました。その後、市の中で旧つるみ幼稚園の跡地につきましては福祉所管で活用するような流れがございまして、その間、便宜上教育委員会が管理をしていたということでございます。このたび福祉のほうの計画が変更となり、活用の見込みがなくなったということで、教育委員会で解体をさせていただき、それから普通財産の所管課である財政課に移管するという流れになっております。

以上でございます。

#### ○河村委員

いや、だから、給食センターの場合には今の直接不動産屋さんに販売したのよね。そんときに思うたのは、まだ役所でやる解体工事というものが結構お金が高止まりをしてるんで、民間に売って民間のほうで処分をすりゃ安上がりなんかなというふうに捉えたわけですが、考え方が一貫してないんで、何でじゃあ今回は解体をして普通財産に戻ると、正規のこれがやり方なんじゃけど、に戻したのかというのがちょっと分からん。

○升教育総務課長

給食センターのときとやり方が違うのではないかというようなお尋ねであろうかと思  
います。これにつきましてはその都度、当時も給食センター、教育委員会と市長部局で  
協議をして、今委員がお示しになったような考え方で進めております。このたびもど  
ういった進め方がいいかということをして市長部局と協議をいたしまして、このたびは解体を  
して渡す手法に至ったところでございます。

以上でございます。

○河村委員

人が考えたんじゃからという、わしら関係ないというふうに取れるんじゃけれど、前  
の給食センターという、その前の場所よ、今浅江小学校の隣にある、ものすごい学校と  
しても使え前のええ場所じゃったわけね。地域からも駐車場をもっと増やしてくれと、  
一部駐車場にしたけれども。そういったことで、残すほうがよかったと思われたような  
物件なんじゃけど、今回については福祉のほうでいろいろ不動産鑑定までやって、結果  
的に解体して普通財産に戻すと。どうもそこがちょっとよう分からん。しかもそのつ  
みの場所はある意味でいや一等地、商業地にもなるようないい場所なんで、もっとや  
り方があったんじゃないかと思うんですが、その辺りの協議ちゅうのはどんなことがな  
された。

○升教育総務課長

旧つるみ幼稚園の協議内容についてのお尋ねであろうかと思ます。こちらにつきま  
しては、先ほども申しあげました平成30年3月に幼稚園としての廃止をした後には使用  
していない状況になっております。そういった状況が長く続くというのは管理費等もか  
かり好ましくないということで、旧つるみ幼稚園に係る福祉所管の計画がなくなった、  
変更となった時点で、次にどういう対応をとっていくのかということで、解体も含めて、  
また利活用も含めて協議をさせていただいた結果、活用の見込みがないということで当  
初予算に解体の設計を上げさせていただいて、このたび工事費用を計上させていただ  
いたところでございます。

以上です。

○河村委員

補正予算で組んで繰越しをやって、5か月かかるからとこういう話やったんですが、  
何が手間かかったんかね。手間取ったちゅうのは、福祉関連のところへ転売しようとい  
うような話の中で不動産鑑定を受けたわけじゃないですか。それが駄目じゃったからと、  
駄目じゃったからというて、それからもう随分時間が経過しちよるわけね。だから、例  
えば青少年ホームをやったときには、なかなか見込みが立つようなとこでないんで、ゆ  
っくりでもええかなと思わんことはないんですが、つるみの場合はそれこそ一等地なん  
で、早く整理をしてというほうが地域の実情やらまちのためにも、活性化にもつながる

んじゃないかと思うんですがね。何でこんなに時間がかかったんでしょう。

○升教育総務課長

旧つるみ幼稚園の解体に至るまでに時間がかかったというお尋ねでございます。昨年の令和2年9月議会だったと思いますが、福祉保健部長から旧つるみ幼稚園の用途変更と、計画変更について表明させていただいたと思います。その後、我々としてスピード感を持って協議をして、3年度の当初予算に解体の設計を計上させていただきました。でき得る限り早くということで委員御主旨のとおり動いた結果、当初予算に解体の設計を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

じゃあちょっとお願いをしときましょう。さつき幼稚園については、今周辺の土地と相まって総合的な運用が望まれますので、ぜひ地域の声をよく聞いていただいて、普通財産になったけんうちには関係ないと言われたらそれまでかも分かんが、周りは行政財産で使ってるんでね。その辺りのところはよく吟味をしていただいて、今後とも行政財産で使ったのがいいのかどうかも含めてちょっと議論していただいたらと思います。

以上です。

○森戸委員

一点だけ。今の関連ですけど、さつき幼稚園に関しては周防地区のコミュニティプランの中で活用が上がったと思います。今回解体するに当たって、その整合性と調整はしっかり取れてますよね、当然。その辺のところ確認だけ。

○升教育総務課長

地域のコミュニティプランとの関係についてお話を頂きました。旧さつき幼稚園の園地を使っていろいろ活動されるということは承知をしております。このたびの解体に向けた動きというのは、地域の方々、館長さんやそういった方々にはお話をさせていただいて進めているところでございます。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

※報告事項

①第2次光市教育大綱（案）中間報告

第2次光市教育振興基本計画（案）中間報告

説 明：升教育総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○萬谷委員

それでは、教育振興基本計画のほうの69ページなんですが、その中に中学校の部活動の在り方についての調査研究、中学校における部活動の段階的な地域移行等について調査研究しますと書かれております。昔、ちょっと前にも同僚議員が質問したと思うんですが、休日の部活動の段階的な地域移行ということで、部外コーチや部外の指導者をちょっと採用していくとか、そういうふうに移行していく。国からの方針で2023年からというふうにそのときは記憶しておるんですが、教育委員会としてのお考えをいま一度お聞かせいただければと思います。

○原田学校教育課長

部活動の段階的な地域移行についての御質問を頂きました。

現在、山口県教育委員会が策定した運動部活動の在り方に関する方針を基に、各市町、学校において部活動に係る活動方針を策定して取組を推進しているところです。その中で、働き方改革を踏まえた部活動改革が求められており、中教審答申や国会審議において、部活動を学校単位から地域単位の取組とする旨が指摘されているところでございます。

今年度、県の方でスポーツ庁及び文化庁委託事業を活用した実証研究が周南市と防府市の2市で行われておりまして、この取組の状況等が10月末の第1回山口部活動改革推進協議会で共有され、協議が行われたところでございます。この実証研究を行っている2市からの報告によりますと、双方に共通する課題として、地域指導者の人材発掘・確保、費用負担の在り方・方法等が上がっております。また、大会の在り方や運営主体の設置などについても同様に課題として取り上げられているところでございます。

こういった実証研究は、県では令和4年度も継続して実施するという一方で、さらに令和5年度にかけて成果の普及や情報発信を行うとされており、市教委としてはまずはその動向を注視していきたいと考えているところでございます。

そして、委員御指摘の振興基本計画案の中に入っております調査研究について、これを教育開発研究所と学校教育課で進めていくながら、今後教員の働き方につながるような取組を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。県内各事例等を鑑みながらちょっとやっていく。だから、国が言ったように、来年、例えば御父兄さんたちはもう2023年というのが頭の中にすごくあって、そっからころっと変わるといふふうには思われているようなところもあるんですけど、そういうわけじゃないという認識でよろしいでしょうか。

○原田学校教育課長

はい。時期のお問合せかと思えますけれども、令和5年度に全ての学校でということはなかなか困難であろうと。段階的な移行ということでもあり、時期についても検討していきたいと考えているところでございます。

○萬谷委員

了解しました。前のページの68ページも教員、教職員のやっぱり勤務時間、適正などいふふうに書いてありますし、前回もやっぱり土日の出勤を考えるという意味で提案されているというふうに、考えられているというふうに、国のほうもですね、そういうふう聞いておりますので、その辺の認識はしておりますので、先ほど言いましたように、保護者はそういう情報が、変な話、指導者が変わるっちゅうだけでちょっと敏感になるところもちょっとありますので、何か変更等ありましたらまた情報の提供もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

それでは、25ページのこの振興基本計画の中に幼児教育と合わせて保育の環境の充実まで入れてあるんですが、どういうふうにして、今所管については福祉のほうへ皆移管しちやるわけよね。それをどういうふうに、今幼保と小学校の連携のようなものを一つに取り上げているわけですが、意外に幼稚園、保育園に関われないというところは何か重たい気持ちが一つそこへあるような気がするんですが、どうなんですか。

○升教育総務課長

幼児教育・保育の環境の充実に関するお尋ねであろうかと存じます。幼児教育・保育というのは就学前のお子さんたちに関する事、取組になります。幼児教育は、幼稚園については御存じのとおり文科省、保育園は厚労省の所管で、所管は違いますが、就学前の子供たちに関する施策ということで合わせて振興基本計画に記載をさせていただいたところでございます。

以上です。

○河村委員

それは分かるんですよ。だからその先、どういうふうにして、じゃあそこで働く人を含めて、あるいは子供たちを含めて指導のほうへ持っていけるのか。そこが気になると

ころなんで。

○原田学校教育課長

振興基本計画の26ページに幼児教育に関する研修会の実施というところがございます。そちらでお示ししておりますとおり、幼保小連携教育研修会等で実際に幼稚園、保育園で働かれる方々にも御参加頂く研修会等で情報共有をしており、そこでの情報共有が極めて有効に働いて、幼保小をつなぐよい機会になっているという感想も得ているところございます。そのような会で連携を深めていこうと考えているところでございます。

○河村委員

今、小中の連携だけでも、ものすごい負担というんじゃないくて、仕事量だと思われるわけですが、小学校からすると幼保との研修会をやるほどの十分な時間が取れるんですね。

○原田学校教育課長

数が多いわけではなくて、何度かという形になってるわけですがけれども、実は今、幼稚園、保育園の方から小学校に上がってくる子供たちへの様々な対応について、小学校がいろいろ苦労してきた経緯があることから、そのような研修の中で情報が共有できている、あるいは研修が進んでいくと、それぞれの理解が進み、その間をスムーズにするということが双方から話が上がってるところでございまして、そういった形での連携を行っているところでございます。

○河村委員

望ましい姿なんで、それはええことじゃと思うんですが、要は幼保が福祉の分野にいつてるといことで、どこまで連携がとれるのかという不安があるだけなんですよね。コミスクが始まる前に、小中の連携という中で、あそこまで小中の連携がなかったのかというふうにびっくりしたところが、一面があったんですよ。小学校からそのまま、うちなんか、光井なんかで言えば隣にあって、普通、地域の子供、9年全く同じ状況で成長していくわけですが、この子はこうだというようなところまで全く小学校、中学校の連携がなかったんで、そういう不安がどっかに一部あるんですがね。幼稚園、保育園について、特にその校区だけとは限りませんから、そういったところの連携を上手に取れるようにぜひお願いをしたらと思います。

それから、1ページ上げて、GIGAスクール光のところで、参観日にお誘い頂くんで授業参観に行くんですが、学校の先生の中にも、ある程度の年齢がいくと機械が嫌いな人もおってんじゃないよね。授業じゃから、機械が嫌いちゃうのは通らんとちゃうんじゃないけど、操作を含めてなかなか難しい面もあるようなんで。要は、あとは訓練以外ないんで、そういったところの教育研修について、しっかり年をいってる人に限ってしていただいたらと思います。

それから、29ページ、キャリア教育の推進なんですが、地域バランスが今結構崩れて

るんで、室積とか光井とか、あるいは大和とかというところでも、要はいろんなキャリア教育、身近にないという面もあるんですが、何かうまくいくような方策みたいなものがあるんですか。

○原田学校教育課長

キャリア教育に関するお問合せを頂きました。職場体験、職場見学で申しますと、確かに身近にある、地域内にあるところの方が行きやすいというところではございますが、職業講話であるとか外から招いてお話を伺うような機会については、様々なところから各校が工夫をしながらお話を伺うようにしているところでございます。また、職場体験等についてもその地域にこだわらずに、できる限り子供たちのニーズに沿った職業が体験ができるように、学校の方で工夫をしているところでございます。

○河村委員

そういった講話をしていただけるような人のリストとございますか、そういったものは作っておられるんですか。

○原田学校教育課長

市教委でリストの作成はしておりませんが、山口県の方で教育応援団等がございますので、そこから学校が適任の方を探しているといった状況でございます。

○河村委員

ぜひ活用できるような方法を取っていただけたらと思いますのでお願いをいたします。

それから37ページ、青少年の健全育成のところなんです、地域の青少年健全育成というのが昔に比べると、昔というのは30年前に比べると、随分低下をしてきておるんですが、今、社会教育関係団体ということで青少年健全育成推進協議会というのがありますが、そこでいろんな地域の青少年行事やなんかを検討されておると思うんですが、最近あまり開催されたようなことも聞かないんですが、実態は御存じですか。

○国広文化・社会教育課長

各地区の青少年健全育成の活動ということだと思いますけれども、昨年、今年度とコロナの状況によっていろいろな行事等が中止となっているということは現状で把握はしているところでございます。現在の状況でいきますと、いろいろな行事について、今後のコロナの状況もございますが、可能な限り開催していこうということで各地区も動いているという状況についても把握はしている次第でございます。

以上でございます。

○河村委員

ある意味で言えば、会議をやったという、すごい昔に比べると回数がもう極端に減って、地域の行事もどんどん、このコロナを別にしてよ、なくなっていきよったところな

んで、運営を根本的にちょっと見直さんと、せっかくコミュニティ・スクールをやって学校のほうでは盛り上がっても、地域のほうでは盛り下がるというようなことにもなりかねませんので、その対応についてはお願いをしておきたいと思います。

59ページのスポーツ施設の活用と充実なんですね。立派なことが書いちゃあるんでええと思うんですが、こないだ総合体育館のバスケットのゴールが壊れたのよね。そんときに、何て言うたかっていうたら、いやもう相当年数がたちよるんで、しょうがありませんと。2組あって1組壊れたわけじゃけども。それなら普通、会社でいうたら償却をしながらでもその分積立てして、すぐ次が買えるわけだけど、うちの場合はそういうふうにはなっていないわけ。一切普段の点検もしない。壊れたときにそうかといってから代わりがあるわけじゃない。いや、ずっと来年の6月とか9月までは入りませんよと。こういう立派なことを書いてやることは分かるけれども、じゃあそういう環境がきちっとできてるのかという点。どんなです。

#### ○村崎体育課長

スポーツ施設の活用と充実ということで、お尋ね頂きました。その中で総合体育館のバスケットゴールについて触れられたんですが、定期点検は毎年やっており、その中できちんと業者に見ていただいています。確かに、突然壊れたということではないのですが、買替えということも考えた中で、例えばバスケットゴールを置いておく場所が取れないとか、また光市には大和総合運動公園のスポーツセンターにもバスケットボールが行える施設があるということで、すぐ代替の設備を準備するというところまでは、ゴール自体も高額でありましたのでできておりませんでした。使用料等につきましても、現在の使用料は主に電気代等についての使用料設定でございまして、備品の償却等に係るものについての使用料は取っていません。利用者の皆さんには大変御迷惑をおかけして申し訳ございませんが、高額なものでもあるということもございましたので、現時点では代替の施設を使っただけなど、対応を考えていきたいと思っておりますので御協力お願いしたいと思います。

以上です。

#### ○河村委員

別に今起こったことについてのあれをしてるんじゃないんですが、じゃあこういってことでやっていこうとするからには、そういった、要は保守点検を含めたものの在り方については、やはり今度は実務を伴う話なわけね。総合体育館造ったときに、床の張り替えなんかでも本当は10年に1回ぐらい、当初の説明の中であつたわけですが、もう何年、30年近いんですけど、まだ1回もありゃあせん。だから、そうでなきゃいけないということはないけれども、そういう施設の充実までを言うんなら、ある程度そういった保険的なものを含めた対応策というのを一緒に何かセットで考える必要があるんだろうと思いますので。一番最初に冷暖房をやるときに、何ぼやったか、時間が1万3,000円ですよ。8時間つこうたら10万円以上かかるわけね。それは大人であろうが子供であろうと一緒になんよ。料金かかることについては、その辺りのところも、今償却代はもろうて



ませんと言うたけど、そういう問題かな。払うほうからすりゃ相当なお金を払ってるんでね。通常なら、誰もがそういった冷暖房の要らない秋とか春にやりたい。だけど会場は1つしかないわけじゃからみんながそこへ集中するんで、そうすると、夏使ったり冬使ったりということが起こるわけですから、そんな対策もぜひ一緒に入れておいていただいたらと思います。

それから65ページ、学校給食の地産地消という話載っておるんです。今まででも随分お話をさせていただいたと思うんですが、地域でできたものをそのまま全部使うという発想が何でできるのかというのが理解できんで、当然納入業者等の問題もあるからということにもなるんでしょうが、それをのけてでも何かやり方があるんじゃないかと。同じことをいつも書いても、それが結果に現れんという点。何かしゃべりたけりゃ言うてください。

#### ○清水学校給食センター所長

給食における地場産食材の使用についてのお話を頂いております。現在も地場産の食材については優先的に発注をかけるなど、でき得る限りのことはしておるつもりです。なかなか生産者とのタイミング等が合わないという問題もございますが、この辺りは、他所管とも調整しながら生産者の育成等も含めて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

新しい給食センターを造るときに、できた製品については形とかそういったものを度外視してでも全部できるんだと、こういうお話もあったんで、ぜひ地産地消を進めていただいたらと思います。

67ページの奨学金等による就学支援の実施。今現在、何人ぐらい、こないだもちょっと聞いたんじゃないけど。これ載せんにゃいけんのかね。

#### ○原田学校教育課長

まず、現在の奨学金の貸付状況につきましては、現在2名の大学生に奨学金の貸付を行っております。また、奨学金の償還をしている卒業生は44名となっております。今年度、新たに奨学金の申請はございましたが、最終的には別の奨学金等の制度を利用されるということで辞退されておられます。ただ、これからも学ぼうという全ての人たちが学べるように、このような制度を保っていくことは重要かと考えておりますので、掲載しているところでございます。

#### ○河村委員

もし必要だとすれば、もうちょっと根本的に金額を含めて見直しをする必要があるんだろうと思うんですよ。そんなところも1回議論をしておいてください。

それから68ページ、さっき中学校の部活動の話があったんですが、2025年には今までの既存の部活はなくなるんだというふうに聞いておったんですが、学校とか教育委員会

からそのことについて、今の働き方改革を進める中でしっかりした声が届いてこないんですけれども、その中の説明で、学校のほうで取組をしたいということであれば今後についてもやるんだという話がちょっと聞こえてきたんですよ。やけ、今まではどこでもやりよったわけですが、今子供の減ってく中で部活ちゅうのも減ってきてよる。子供が人数がおりませんのでね。そういったところから社会教育のほうへ移行するんだという中で、今後とも続けたいところは続けられる。ということは、部活動の集中と選択が今から起きるよう、まあもう考えておられるのかも分かりませんが、その辺りの、これは何ですか、調査研究をして、じゃあその2025年になったらそれ発表しようという話をするわけ。それとも、例えば来年にはそういった考え方をまとめて発表をされるのか。現状でも、多少学校によって集中的にやっておるところとそうでないところと結構差が広がってきてるんで、まとめを早めに出していただく必要があると思うんですが、その辺はどうですか。

#### ○原田学校教育課長

中学校における部活動の段階的な地域移行も含めて、部活の再編等の課題については、各校が子供たちの数が減っているのに合わせて検討しているところでございます。合同のチームを編成する等の方法も考えられるわけですが、現時点で中体連の方がそういった出場の形を認めている場合とそうでない場合等がある関係で、大会等が今後どのように整理されていくかということも大きく影響してくるところがありますことから、来年度から教育開発研究所と学校教育課で研究して、その辺りが明確になり次第情報発信をしていきたいと考えているところでございます。

#### ○河村委員

いつも中体連の在り方というのが障害になってるような受け止め方ができるんですが、中体連って、光市の中体連、県の中体連。どこでどういうふうに決めてるんですか。

#### ○原田学校教育課長

基本的には県の中体連になろうかと思いますが、大会の出場ということを考えますと、その後の中国大会、全国大会等もございます関係から、その辺りトータルでという形にはなるかと思いますが。

#### ○河村委員

例を挙げるときにいつもバスケット挙げて申し訳ないんですけど、去年、要は山口県の中学校の代表を決めるときに、通常の学校で勝ち上がったチームと最後クラブチームで決勝戦やったんだよね。当然クラブチームが勝ちちゅうのは、山口県内全選抜のようなチームをつくってきて、片一方は中学校の代表として上がったチームじゃったら、やっぱり違うわね、そりゃ。身体的能力の問題ちゅうのは当然そこへ出てくるんでね。どっちが、要は教育という視点から見たときにはどっちがええのかちゅうのは明らかなんじゃけれども、どうしたいのかが見えてこないんで、そういうものは早めに整備をして、

そら当然中体連があるかも分らんけど、教育的効果というものをもしも考えるのであれば、ある程度学校主導でそういったものは整備をしていかなければいけないし、やめるんならもう全面的にやめてしまうというほうがかえってええような気がしますけどね。以上です。すいません。

#### ○森戸委員

一点だけ。振興計画の25ページについてお尋ねをいたします。

幼児教育等教育環境の充実の部分については先ほども同僚議員から質問ありましたが、私は今後この項目自体が担保できるのかというのが、その辺を聞いてみたいんですが、というのも幼児教育、公立園に関しては今年度、来年度に向けて通学区域を変えて募集をするということで、それでも現時点では16人の生徒数だということで、園そのものが今後どうなるのか分からない状況にあるというのが現実ですよ。要は、幼稚園の部分は風前のともしびだというようなところがあると思います。また、少子化でこの20年ぐらいで1,000人ぐらいですかね、就学前児童が減ると、10年か20年ですよ、減るといような流れがありますので、具体的にこういうふうに書かれている項目自体が現実的にどうなるのかというのが見通せないところがあるんじゃないかなと思います。そういった少子化の流れと、もう一つは、一つの流れとして幼児教育に力を入れていこうというのが世界の流れだと思います。これも、以前にも議会でも質問しましたが、ノーベル経済学賞を受賞したヘックマンの研究があったかと思います。

要は、幼児教育に力を入れると、実際に追跡調査をした結果、格差が是正をされたりだとか、所得も増えていくというのが、そういうのが研究成果として報告されてて、世界的に力を入れているっていうのが現状だと思います。

そういう2つの流れをどうつくっていくのか、実際は公立幼保では再編が行われていくような流れであろうと思いますし、実際には力を入れていかなければならない。

それどうやっていくのかというところをお尋ねしたいなと思います。

#### ○升教育総務課長

具体的施策の1の2の充実というところで、担保できるのかというところがございます。

本市においては、幼児教育・保育の部分は、この担当に書いてありますように、子ども家庭課で、推進を図っております。といいながら、市全体で幼児教育・保育をどうしていくかということは考えていかなければなりません。

また、先ほど申し上げた幼児教育というのは、文科省になりますので、ここの担当に学校教育課も入っていますけれども、相互に連携して進めていかなければならないと思っております。

また、再編についてのお話もありました。これは福祉所管のほうで、今検討を進めておりますけれども、当然その在り方については、教育委員会としても関わっていくというか、一緒に考えていくというスタンスであろうかと考えております。

以上です。

○森戸委員

幼保の在り方に関しては、よくよく考えられたほうが良いと思います。26年に幼保施設の在り方の構想出しても、要は量的な保管機能と研究機能、包括的な相談機能ということで、3つの機能掲げているんですが、それをどういうふうに、今後保っていくか、こういう少子化の流れの中で、その辺のところは、事務委任をしているんですが、文科省の所管でもありますので、しっかりと幼児教育の効果を含めた部分も考え合わせながら、きちんと在り方に関わっていただきたいなと思います。これはお願いをしておきます。

以上です。

②施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針（案）中間報告

説 明：升教育総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中村委員

何点か質問させていただきます。

光市立学校の将来の在り方に関する基本構想というものが、1ページの上にもあるんですけども、平成30年3月に策定されております。

その中で、義務教育学校への移行を検討するとあるんですけども、現時点でのお考えをお聞きかせいただければと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田学校教育課長

1ページに示されております、施設一体型小中一貫ひかり学園のイメージにつきましては、施設自体の在り方が二通り示されております。また、学校の在り方そのものにつきましては、義務教育学校とそれから小中はそれぞれ、建物は一緒になっているかもしれませんが、そこに小学校と中学校が、それぞれ併設されているような形のものとかございまして、委員お問合せの内容からすれば、現時点では併設、小学校と中学校がある形を予定しているというところでございます。

○中村委員

ありがとうございます。

30年3月に出された、光市立学校の将来の在り方に関する基本構想の中にあります、義務教育学校への検討もされたということで理解しました。ありがとうございます。

その中で、9年間小中一貫というふうになるということなんですけれども、ちょっと細かいことを聞きたいんですけれども、何年生とか呼び方があると思うんですけれども、6年生までは6年生でいいと思うんですが、中1になると7年生になるのか、8年生になっていくのか、あともう一つ小学校での卒業というのは、そのままあるのか、ないのかというところをお聞きしたいと思います。

#### ○原田学校教育課長

お問合せ頂きましたことにつきまして、現時点では、先ほど申しましたように、建物が一つになる、ならないにかかわらず、併設型というものを想定しているところでございまして、その場合は、学籍の扱いにつきましては、従来と基本的には変わらない予定ですが、その学園の中における呼び方であるとか、あるいは卒業式の式典以外の部分というところについては、今後、各学園等でより効果的な運用に向けて、検討が必要と考えているところでございます。

#### ○中村委員

分かりました。今から検討するという事でよろしいのかなと思います。まだまだ今からのことなんで分からないと思うので、ここら辺の部分も含めて、もし決まったことがあれば、それについていろいろ発表がある、それから教えていただけたらうれしいです。

あと、もう一つなんですけれども、今も不登校になる生徒、子供たちが増えていっている中で、その中で、一つの問題となっています中1ギャップということがあるんですけれども、小学校から中学校に上がる時の中1ギャップというのは、どのように解消していくお考えかというのがあれば、お聞かせいただければと思います。

#### ○原田学校教育課長

お問合せ頂きました中1ギャップの解消に向けては、本市で中期と呼んでおります、小学校5年生、6年生、そして中学校1年生の間における校種間の滑らかな接続というのが重要だと考えておまして、中学校の実情に合わせながら、教員の相互乗り入れ授業や、高学年における一部教科担任制等を実施したり、あるいは児童生徒が、学校間を移動したり、オンラインでつながって交流学习を行ったりなどを続けながら、中期の充実に努めているところでございます。

施設一体型小中一貫ひかり学園の新設が形になれば、日常的な教職員の連携、協働体制がより進むと考えられますので、個々の児童生徒により多くの教員や大人が関われるようになるとともに、児童生徒が相互に関わる教育活動が一層円滑に行えるようになると考えておりますので、この中1ギャップの解消には、かなり寄与するものではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○中村委員

中1ギャップというのは、全国的な問題にもなっておりますので、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。

ありがとうございます。以上です。

#### ○森戸委員

何点かお尋ねをいたしますが、これは施設一体型小中一貫ひかり学園の整備については、複式学級を抱えて4小1中である大和地区、まずは再編して、施設一体型の小中学校整備と、その次に、4小1中の島田地区における施設一体型整備という流れでした。

順次、現行の中学校区を基本に再編が行われていくというような流れなんですけど、今回の考え方は、複式学級とか、クラス替えがない状況、4小1中の課題、要は小規模な生徒が、いきなり競争の中に接して起こる摩擦など、これまでの懸案が解決される方向性であると思いますので、考え方としてはすばらしいものだと思います。

そういったことの中で、何点か質問いたしますが、7ページを見ながら話を進めていきたいと思います。

まず、島田川学園なんですけど、具体的に施設一体型を整備するというんですけど、どこに立地するかですよね、現島田中学校ベースに建て替えるとなれば、土砂災害の警戒区域にもかかっています。

元の酒造の辺を考えると、浸水想定のところにあるかなと思いますので、また、テニスコートの周辺には宅地も連なっていますし、具体的なこと、建てる場所自体が確保できるのか、これ20年先の計画ですから、その間に何とか考えますよねということであれば、それはそうだと思いますけれども、具体的に立地としてできるのか、その辺はどのように考えていらっしゃるんですか。

#### ○升教育総務課長

具体的な島田川学園の立地のお尋ねを頂きました。13ページの具体的な方針の中で、委員にもお示しを頂きましたが、3番目に、原則としては、地域の皆様に慣れ親しまれている現行地を第一に検討すると、できる限り施設も活用するというを書かせていただいております。

お示しの島田川沿いにつきましては、土砂災害計画区域などハザードの関係もございます。それを全てクリアする候補地というのは、なかなか困難な状況というのは、教育委員会としても、承知をいたしております。

そのような中、これから進めていく中で、子供たちの安全、また法令の規制、そういったものを、また皆様方の御意見、その辺を踏まえながら、総合的に検討を進めていくようになろうかと思っています。

現時点で、どこを想定しているというのは、この方針に書いてある以上のことは、申し上げる段階ではございません。

以上です。

#### ○森戸委員

そういうハザードとかを考えると、具体的な立地自体も限られるのかなということが、指摘したかったんです。ですので、その辺のところはよくよくお考えをいただけたらと思います。

それと、これまでに投下をされた耐震化、空調、トイレの洋式化の整備の3つについて、それぞれどのくらいの金額がかかったのかと、合計どのくらいになったのか、その辺をまずお示しいただけたらと思います。

#### ○升教育総務課長

これまでの投下金額と、その合計額ということのお尋ねを頂きました。令和2年度決算までの状況で申し上げますと、耐震化事業、こちらにつきましては約18億円でございます。空調設備整備工事は普通教室を整備した際の額を申し上げますが、こちらが約6億円、トイレの洋式化工事につきましては約5億円ということでございまして、これらを合わせますと、約29億円というような状況でございます。

以上です。

#### ○森戸委員

ざっとこの10年ぐらいの間に、29億円が一挙に投下をされているということだと思います。

しかしながら、20年先を見据えていくと、人口減少が進んで20年先の数というのは、何ページにか出てまして、令和24年、9ページに出ております。

実際にそれがそうなったときに、小学校でクラス替えができる規模、中学校に関しては、クラス替えができて、同学年で複数の教員の教員配置、免許外指導の解消が可能な規模というものが、求められると思います。それは8ページに書かれています。

そういった状況が最低限必要だと思うんですが、20年先の生徒数を見ると、7ページを見ながらお伝えしたいと思うんですが、7ページの市立学校の学園ごとの状況、これを9ページの表からこっちに書き写すと、室積の室積学園、小学校で令和24年には223が144になる。中学校に関しては134人が96人になると、合計246人。光井は292人が20年後には282人、中学校が180から120人。あさなえ学園が737人が492人、小学校が394が309、合計810。島田川学園が、島田が228人が144、上島田が78、三井が114か、周防が61から30、4小合計で366。島田中が342から249の計615。大和が、岩田が106から90、三輪が104から48、東荷が18から変わらず、塩田が20から12、4小合計で248から168。大和中が81ということで、計249という数が、20年後の数になろうかと思います。

これまでに29億円の耐震化と空調、トイレ洋式化にお金が投下をされてきました。補助も含めていろいろあるかとは思いますが、これまでに投下された金額と、先ほど説明がありましたけど、二重投資にならないようにということで、耐震化も含めて考えていくんだということなんですが、さらに20年先を見たときに、このままでは、私は三重投資、この規模の再編では三重投資になるんじゃないかなと。20年後を見たときに、もう一回再編の必要性が出てくるのではないかとこのところを危惧しているわけです。

ですので、ぜひ20年後を見据えた生徒数において、三重投資にならないように、もう

少し一歩進める形が必要なんかなと思います。その辺についてはいかがお考えでしょうか。

#### ○升教育総務課長

ただいま、委員から数字を出して御紹介を頂きまして、さらなる再編というようなお尋ね、御提言を頂きました。まず前段といたしまして、このたび中学校区、5中学校区単位で進めていくという方針をなぜ示したのかというところを、改めて説明させていただければと思います。

本方針は、平成30年3月の基本構想、これを具現化したものでございます。その際にも20年後を見据えて策定をしておりました。ソフト面におきましては、令和2年度から小中一貫教育をスタートさせ、その教育効果をさらに高めるために、このたびの方針を策定したという経緯がございます。

策定から4年弱経過する中で、一連の流れの中で策定をしたということで、基本構想の考え方をベースにしております。また、この方針の中でも書いておりますけれども、本市ではこれまで、文化、歴史、風土に特色のある5中学校区、それぞれを単位とした地域とともにある学校づくり、これを推進してきております。

その上で、学校、家庭、地域が一体となったコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を要として子供たちの学びと育ちをつなぐ、幼・保・小・中・高等学校の連携・協働教育を推進し、本市ならではの教育を推進してきたところでございます。

こうしたことから、今回の方針では、5中学校区、それぞれを単位として進めてまいりたいとお示ししたところ です。

20年後の児童生徒数の推計をお示し頂きましたけれども、仰せのとおり、規模に満たない学園もあることは教育委員会としても認識をしております。

ひかり学園を新設をいたしまして、小中学校が同一の敷地内にあることで、校種を超えた指導体制の構築や児童生徒の異学年の交流、これの日常化によりまして、様々な教育環境の工夫が可能になると考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

地域に根づいたものでありますし、地域の中の学校というお話もございましたけれど、その担い手も、それぞれの地域では減ってくるわけです。現状では、地域から撤退をされる方も、いろんなことが役割分担されて、もういっぱいいっぱいだというような声を聞くわけなんです。

本来なら、学校とか、PTA等がやらなければならないことが、地域に振られて、もうこらえてくれと、そういった声もいろんなところで聞こえてくるわけなんです。

ですから、そういった担い手も減ってきますから、地域の中の学校自体の考え方自体が、20年先には厳しいものになってくるんじゃないんですかねということも、申し添えておきたいなど。

さらに部活等の先生がかからない形で委託をされてくるわけですから、その分先生の



時間も、生徒に向き合う時間も増えてくるわけですから、トータルのバランスの中で考えていかなければならないとは思いますが、子供を中心に、子供にとってどういう教育環境がいいのか。

さっきも申し上げましたけど、非標準的な規模とか、全学年でクラス替えができて、複数教員が配置されて、免許外指導の解消が緩和できるのか、そういうことが担保されること先にあって、バックアップの仕方として、地域といった形が出てくるんだろうを思いますので、まずはそこをきちんと見据えながら、三重投資にならないような形が、私は、望ましいのかなと思いますので、よくよくお考えをいただけたらと思います。

以上です。

#### ○河村委員

先ほど、併設型というところでお話がありましたので、例えば、大和の小学校、中学校、小学校が4つあるわけですが、そのまま東荷・塩田とこう、一緒になってということじゃなくて、小学校は小学校で1つの小学校になって、中学校へ上がって一つの敷地の中に、大和中学校と大和小学校があると、そういう理解でええんでしょう。

#### ○原田学校教育課長

委員仰せのとおり、その理解で問題ありません。

#### ○河村委員

とすると、事務的な問題は抜きにして、一応小学校は小学校で卒業はあると、継続してやる形というのは別にして、そういうことでええということですね、分かりました。

1ページの期間、この方針の期間は、令和4年度からおおむね20年程度としますと、20年先には、確実に私はおらんわけですが、理解のしようが困るんです。

いろんな問題、今、森戸さんも言われたんですけども、20年先には想定しきれないこともたくさんあって、昔でいうたら、教育基本構想というようなもので、5年で一体何をするんか、恐らく現場では、そういう仕分けは全部済んでいるんだろうと思うんですが、この基本計画そのものが5年なわけですから、今から5年の間に何をするんかという、その整理をどのようにつけておられるんか。

#### ○升教育総務課長

計画の期間というふうなお尋ねであろうかと存じます。

先ほど御説明をした教育振興基本計画はお示しのとおり、5年間の計画となっております。この中でも小中一貫教育校の具現化ということ掲げておりますけれども、このたびの方針につきましては、これの基礎となっておりますのが、先ほど来申し上げている基本構想というもので、平成30年3月に策定をしたものになります。

これが学校の将来の在り方ということで、長期的展望が必要であるということで、おおむね20年程度想定して策定しております。

それを受けて、策定しておりますので、こちらもおおむね20年程度ということであ

くらせていただいております。

では、5年以内に何をやるのかということのお尋ねでございますが、13ページの下段におおむねの整備スケジュールということで、20年間でのおおむねのスケジュールをお示ししております。

この第一段階に着手をするということが、今後5年間で想定されることでございます。以上でございます。

#### ○河村委員

第一段階というんじゃなくて、だから5年の到達地点での目鼻はどのようにお考えなんです。

#### ○升教育総務課長

目鼻ということでございます。計画の期間は令和4年度から令和8年度の5年間となっております。

令和8年度までにどこまで目鼻をつけているかということでございますけれども、こちらにつきましては、説明でも少し申し上げましたが、学校運営協議会等での合意でありますとか、施設をどこにする、また計画を立てたりとか、実際の校舎の建築になっていきますと、設計、工事等も入ってまいります。

そういったことを想定すると、なかなか今明確にここまでということをお知らせするのは、困難ではございます。

第一期には着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

感情論があるんで、表に出すことで、反対も当然出てきますから、なかなか表現しにくいという問題はあるんですが、大和地域でいえば、塩田、光、岩田、三輪、旧光の学校と比べれば皆新しいところばかりで、今の大和中学校に併設をすることで、というと、新しいまた小学校造るんかいやと。

今のうちの置かれている状況は、そういった過大な投資に向けるほどのものは在るようには、見受けられないわけです。

5年のこの到達の中で、目標だけは立てちょこうととれるわけです。恐らく20年先、この中におる人誰もおっちゃんないと思うんで、ちょっともう少し具体論を、整理をされたほうが良いような気がしますけど、感情が残る分は残る分として、別にしておいても、しかし、昔に周南の大道理とか、長穂とかあの辺りの小学校、中学校の話があって、父兄のほうから一つにしてくれと、要するにクラスが少ないと、子供の競争、勉強にも支障が出るということで、要望書が上がって、学校まとめた経緯もあるんです。

地域の人が考えることと、父兄の人が考えることってというのは、大きな開きもあるんで、そのあたりの整備はしっかりと正面から向かっていかんと、横から行ったって、あまりええ結果は残らないと思いますので、できれば、5年の中で、こういったものをや

るという目標を、もうちょっと具体論に近づけていただいて、整備をしていかんと、恐らく何の変化もなしに終わるようなケースが出てきそうな気がしますので、ぜひそういう対応を取っていただけたらと思います。

以上です。

### ③第4次光市子どもの読書活動推進計画（案）中間報告

説 明：前田図書館長 ～別紙

質 疑：なし

#### (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○萬谷委員

では、少しお尋ねいたします。

同僚議員は一般質問でも申しましたが、光丘の跡地のことについて、教育委員会所管分について、お伺いできればと思っております。

先ほどから小中一貫の話も出ますけれども光丘高校の跡地において、例えば浅江中学校で使うとか、もしくはあさなえ学園としての使用を含め、どのような御協議がされたか、教えてください。

○升教育総務課長

光丘高校の跡地になるところでございます。こちらの使用も含め、どのような協議をしたかということでございます。

光丘高校は、学校施設でございまして、地理的に浅江小学校とも近い位置にございます。そういったことから光丘高校の校地や校舎の活用について、施設の状況の確認も含め、小中一貫あさなえ学園の施設として、また浅江中学校の施設として活用できないか、具体的に検討をいたしました。

協議検討したものとしては、高等学校の施設でございますので、そちらを小学校、中学校の施設として活用することは可能かどうか、また劣化状況や、空調、トイレ洋式化、屋上防水等々、施設の状況などを、実際に高校にもお伺いをして確認をしたところでございます。

協議検討内容は以上でございます。

○萬谷委員

それでは、その上で、いろいろ問題、障害はあると思うんですけど、財政面等の障害を除いて、高校の施設を小中学校の施設として使う、障害があるかどうか、教えてください。

#### ○升教育総務課長

高校の施設を小中学校に使う際の障害ということで、お尋ねを頂きました。

施設の面でそのまま使用できないような点もございましたので、いくつか申し上げます。

まず、階段の蹴上の高さ、これが一部小学校に適さない箇所がございます。中学校と高校は同じ規準なんですけど、小学校は若干低くなっており、こういったところがございました。

また、小学校は教室ごとに手洗いがあることが多いが、手洗いがトイレの前にしかない、また手洗いの高さが低学年には高い。また廊下の幅が狭く、廊下に手洗いを設置できない。

普通教室のエアコンは、全教室ではなく、一部に設置をされている。またガス式エアコンということで、電気式エアコンにすると、キュービクルの増強、更新が必要となる可能性もあろうかと。また特別教室の机が一部高い。生徒用トイレがほぼ和式等々の課題といいますか、そのまま使用できないという点がございました。

以上です。

#### ○萬谷委員

了解しました。こちらにつきましては、一般質問の答弁の中でも、県の回答、教育委員会ではないんですが、答弁を頂きましたので、深くは委員会のほうでは言いませんけれども、なぜ、私が聞いたかって、いろいろ背景がありまして、聞かせていただきました。すみませんが、よろしくお願いします。

光丘の件は以上で置かしていただきまして、次に、小学校、中学校のスポーツという部分で一つだけお聞きします。

スポーツ少年団とか、あと部活にも関係あるんですけども、成長期の子供たちが行うスポーツに対して、どのような認識を持っているか、お答えいただければと。

#### ○村崎体育課長

成長期における子供のスポーツ活動についてですが、今現在、子供の数の減少によって、スポーツ少年団それぞれの単位団といいますけど、チームで人数が減っております。

以前は、大体小学4年生からスポーツ少年団に加入していただくようになっておりましたが、現在では少ないところでは1年生から加入されて、入ってすぐ試合に出るとか、野球に限らず、バスケット等々いろいろあるんですけど、非常に指導者の皆さんも苦勞して指導に当たっておれると思います。

昨年からは日本スポーツ協会では、スポーツ少年団の指導につきまして、新たな指導者プログラムをつくりまして、以前とはもう少し医学的、それからメンタル、選手の見知からもいろいろと考えた形で、指導者の知識を増やしていけるような対策を取っているところです。

子供たちには、勝ちたいという気持ちはあるとは思いますが、それは、指導者、保護

者のメンタルな押しつけという部分も強いかもしれませんが、市のスポーツ少年団としては、そういった形のものではなく、スポーツにいつまでも子供が携わっていただけるような形でやっていければと考えています。

以上です。

#### ○萬谷委員

ありがとうございました、実は、うちの子供も故障しまして、スポーツ整形外科に通っておりました。

ついこの間、完治したということで、言われたんですけども、もうそこに、できるだけ通いなさいと言われて、ちょっとずっとやったんですけども、小中学生が何と多いとか、実はスポーツ整形外科をうたっているのは、市内にはないので、市外なんです、市外から、各地から、小学校、中学生と、すごい高齢者、客層っていったらあれなんで、患者層が分かれていて、本当にこれ多いなと思って、改めて実感した次第でございます。

スポーツに関しましては、体が小っちゃくても、体が小っちゃいほうが得だというスポーツもあるんですけども、今年の大谷翔平選手にも見られるように、やっぱり体がでかいほうが、当然有利なところもあって、体づくりというところに、成長期のときには、そっちのほうに指導者等も注目して欲しいなという気持ちがあって、あまり細かい技術まで、当然基本を教えなきゃいけないんですけども、あまりにもハードな練習というのはどうかと思っておるんです。

僕もいつも一般質問の前で、言っているんですけど、子供は大人のミニチュアじゃないんだと、だから大人がやっているように、子供に指導をしてはいけないっていうことを、常々私は言っておるんですが、なかなかそれを、ちょっと辛辣な言い方になりますけど、やっぱり指導者が少ないのではないかと、実は思っております。

それともう一つ、子供たちのメンタルの面で、やっぱり子供たちというのは、大人以上に、ちゃんとやっているのに、やってないように怒られる、これが一番相当子供の心に残る怒り方なんです。

子供たちのモチベーションいうところで、やっぱり大人は、子供に対して約束を守るいうところまで、非常に大事であって、例えばふがいない負け方をしたから、帰ってから今から練習だと、帰るって言っていたのに、練習だって言ったら、子供は本当に怒るんです、これ。

だから、そういう意味ではモチベーションというのを考えてもらいたいのと、また今、僕は野球出身なので、野球のことになりますけど、野球っていうのは、7点差つくとコールドゲームって試合が終わる、5回コールドとか、7回コールドとか、あるんですけども、それが分かるように、やっぱり7点差以上つく試合っていうのは、あんまり言い方悪いけど、残念な試合になってしまうんです。

だから、今の少年野球、もしくは中学野球でもそうですけど、例えば出るたんびに20対ゼロとか、30対ゼロで負けるというのが、果たして子供の教育にとって、いいのか、悪いのかいうところを、常に考えております。

先ほど、課長が言いましたように、1年生で出される。ろくに練習してないのに出されるいう、この状況が果たしていい状況なのかっていうところが、なぜ教育委員会のところで、僕が言っているかというところ、スポ少の案内というのが、一番長で出されるのは、教育長のほうで出される、いうところで、僕としては、そろそろ厳しくメスを入れるべきじゃないかなと、特にスポーツ少年団に関しては、入れないと、例えば、少年野球は一日球数制限70球、70球以上投げちゃいけない。中学校は100以上出しちゃいけないと決まっている。何でそんなルールができたか。

平気で200、300投げさせる指導者がおったから、それで上が決めないと、それ以上投げさす、それは何でか、チームが勝って、俺に任しておけばチームは勝てるだろと、お前ら優勝できるじゃないか、悪いけど、これピッチャーがすごい犠牲になっているんですけど。そういうような指導者がおるのが事実なんです。今だって、週に3回しか練習しなきゃいけないっていつているのに、平気で週に7回練習を指示する指導者だっているんです。

そういうのをあまり見て見ぬ振りを、今まで私も市議員という立場があって、指導者もやっていたということで、あまり言いませんでしたけど、目に余るものが最近あるし、子供たちが犠牲になる。故障して。確かに成長痛というところで、いろいろ整形外科にも来ている人もいっぱいおるでしょうけれども、やはりハードな練習が基でいうのは間違いなく多いと思う。

そういう意味では、小中というのには、考えてやってもらいたいなというのがありますし、あえて苦言を苦言というか、辛辣な言い方をさせていただきましたけども、子供たちの教育のために、メンタル面、そして体の面というところ、また御注意いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○中村委員

これ、イベント的にはもう終わっているんですけども、文化センターで、伊藤公の生誕180年の企画展というのが、9月2日から11月28日までありました。ちょうどこの頃は、コロナもまだ感染者数も多くて、現在のようにまだ落ち着いていない状況ではありましたが、入館者数など、この期間どうでしたか、コロナの影響はありましたかというところをお聞かせください。

#### ○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館におきまして、当初9月2日から11月28日の約3か月間で、伊藤博文の明治維新と銘打ちまして、企画展を予定しておりました。9月2日、伊藤公の生誕日から開催しようと思っておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の集中対策期間ということで、9月28日まで休館し、企画展は約2か月の開催ということになりました。

入館者は、令和元年度の同時期2か月間で比較をいたしますと、約137名の増加となっております。

理由といたしましては、映像のリニューアルをしたのも理由に挙げられると思います。

それから伊藤公資料館にございました伊藤公の別荘から頂いております椅子を体験型ということで皆さんに座っていただいて、記念撮影ができるコーナーを設けたというところもございます。また、そういった情報をインスタグラム等で情報発信をしていったところが大きな要因ではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○中村委員

ありがとうございます。プラスということで、コロナ禍においても増えたということですのでうれしいことではあります。ありがとうございます。

現在、伊藤公の企画展の後半の1週間と重なる形で、難波覃庵生誕210年展が今開催されておりまして、私も早速拝見させていただきました。その上で、こちらについて数点質問をさせていただきたいと思っております。

難波覃庵の顔写真と自画像というのが2枚ほど公開されています。これまで存在が知られていなかったんですけれども、どういう経緯で公開になったのか教えていただけたらと思います。

#### ○国広文化・社会教育課長

現在、文化センターで行っております企画展、難波覃庵生誕210年展の中で、顔写真と自画像について展示をしております。こちらの資料につきましては、以前にも展示をしたことがございまして、今回は先ほど申しました難波覃庵本人の生誕210年の企画展と、また、難波家・黒川家同一の家でございまして、こちらからの寄贈品の披露を目的とした企画展でございまして、再度、このたび展示をさせていただいた次第でございます。

以上です。

#### ○中村委員

ありがとうございます。そして、難波覃庵が書いた島田川の鳥瞰図というものがあるんですけれども、それに伊藤博文公が文書を寄せています。それが伊藤公直筆の本物なんでしょうか。そして、何が書かれているのでしょうか。もし本物であるとすれば、伊藤公資料館に展示するレベルの遺物ではないでしょうか。その辺をお願いしたいと思います。

#### ○国広文化・社会教育課長

難波覃庵の絵に伊藤博文公の文章が寄せられてあるということでございます。こちらの品につきましては、難波・黒川家に代々受け継がれてきた品を御寄贈頂いたものであり、この伊藤博文の文章が本物かというところの問いにつきましては、真贋鑑定等は行っておりませんので、明確なお答えはできませんが、この品の経緯については、古美術商やそういった関係者を通じて頂いたものではなく、直接難波家・黒川家から御寄贈頂いたものであります。また、難波家と清水家、伊藤家との交流からしても問題はないも

のではないかと考えられます。

それから、伊藤公の文章で何が書いてあるかというところでございますけれども、こちらは領主でございました清水氏を顕彰する内容が書かれているところでございます。また、こちらの伊藤博文公の書体のものを伊藤公資料館において展示するべきではないかというところについて、この資料につきましては、難波覃庵の作成した絵に伊藤公が書き添えたものでございまして、現在は、難波覃庵の美術品として保管しておりますが、伊藤公と交流のあった人物などを紹介するような企画展等ございましたら、文化センターから借用して伊藤公資料館で展示をするということも今後考えられると思っております。

以上でございます。

#### ○中村委員

ありがとうございます。今の答弁の中で問題ないというお答えがありました。本物というお考えでよろしいのでしょうか。もう一度お願いします。

#### ○国広文化・社会教育課長

伊藤公の文章の中に伊藤公の落款が押されてございます。その落款が、今まで真筆とされている落款と同一のものであるということもございまして、直筆の書ということでやっぱり人間癖がございまして、そういった癖の部分が伊藤公の資料に残っているものと一致するところがあるということもございまして、ほかの人を介してこの資料が文化センターに来たわけではなく、交流のあった伊藤のものが難波家から出てきたという出どころもはっきりしておりますので、問題ないかと思っておりますという答えをさせていただきました。

以上でございます。

#### ○中村委員

ありがとうございます。了解しました。

そして、難波覃庵が南画というものを送った先からお礼状が巻物にまとめられて公開されています。その中に木戸孝允（桂小五郎）の礼状もあるとの説明書きがあります。巻物なので中が見えないんですね。それについても本物なんでしょうか。お願いしたいと思っております。

#### ○国広文化・社会教育課長

巻物の中にある木戸孝允の書についての御質問を頂きました。現在、その巻物を開いて展示してあるところが、木戸孝允の書のところでございます。こちらについても本物なのかというところがございまして、真贋鑑定は行っておりませんので、なかなか確定的なものはございませんが、当時のことになりましたけれども、難波家と木戸の関係を見ましても、問題はないと考えておるところでございます。

以上です。



○中村委員

先ほどの質問とかぶりますが、今問題ないというお答えでしたが、本物という考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長

先ほどから個人の見解というか、一致するという落款が同一のものという表現等もございましたが、真贋鑑定を行っていないのであればそこまでにさせていただいて。それでまた質問のほうも、それで真贋鑑定をするべきだというような主張があるのであれば、そういったことも添えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○国広文化・社会教育課長

先ほどと同じように真贋鑑定はしておりませんので、真偽ははっきりしないというところがございます。

以上です。

○中村委員

分かりました。今後、もし鑑定するようなタイミングがあればしていただきたいと思っております。

もうちょっとあるんですけれども。難波覃庵が書いた南画を奉納する際に、履歴書に桂小五郎との交友を示す記載があると聞いておりますが、確認できますか。確認できるとするなら、桂小五郎が立野村に来ていた証拠になるのではないのでしょうか。お願いしたいと思います。

○国広文化・社会教育課長

南画を奉納した際の履歴書といった資料につきましては、そのような存在を存じておりません。

また、桂小五郎（木戸孝允）が立野村に来たという証拠ということについては、難波覃庵が東京に上京し、木戸孝允の家に一泊したという記録はございますが、その逆の難波の家に木戸孝允が訪れたという資料は、現在見つかっておりませんので、立野村に来たというところにつきましては、憶測の域を脱することはできないと考えております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。なかなか難しいということで理解しました。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○中村委員

続きまして、光市指定文化財の向山文庫について2点ほどお尋ねいたします。

光市で一番古い図書館との説明書きがありますが、山口県内では何番目でしょうか。もっと古い図書館があるのでしょうか。お願いいたします。

○前田図書館長

向山文庫の開設時期についてお答えします。

向山文庫の沿革としては、1862年（文久2年）に難波覃庵が私塾文庫と開設し、1864年（元治元年）に向山文庫と改称しております。

委員御質問の光市で一番古い図書館であるかということですが、ここでいう図書館とは、1899年（明治32年）に制定された日本で最初の図書館単独法令である図書館令において設置された図書館になるかと思えます。1908年（明治41年）3月28日付の官報に私立向山文庫山口県熊毛郡周防村に設置の旨、設立者より開申せりとの記載があり、また同年4月4日付の官報には、島田村立図書館の設置認可の記載もありますので、向山文庫は僅かではありますが、光市において一番古い図書館と言えらると思われま

す。以上で終わります。

○委員長

県内では。

○前田図書館長

すみません、県内において何番目かという質問ですが、県内の開設状況といたしましては、1901年（明治34年）に県内初となる阿武郡立萩図書館が、また1903年（明治36年）に山口県立図書館が設置されております。1907年（明治40年）までの山口県内の図書館数は全16館でしたが、向山文庫が設置された1908年（明治41年）には全23館となっております。

向山文庫の開設は官報の記載によりますと、順番的には県内18番目であろうと推察されます。

以上で終わります。

○中村委員

18番目ということで了解しました。ありがとうございます。

続きまして、文化財に指定されているという部分在实际どこなんでしょうか。建物はそれに当たるのでしょうか。持ち主が建物や跡地を整備する場合に、活用できる補助制度というのはありますか、お願いいたします。

○国広文化・社会教育課長

向山文庫の文化財としての考え方といたしまして、光市最古の図書館とも言われる文庫がその場所にあるということで、史跡として指定をしているところでございます。建物自体が文化財とされているものではございません。

補助制度につきましては、建物は文化財ではないので、なかなか難しいところもあります。向山文庫跡の現状、そして周囲を含めた将来的な保存や活用方法について、明確な方向性が見出せていない状況を見ましても、なかなかハードルは高いものと考えております。

以上です。

#### ○中村委員

ありがとうございます。過去の人々の英知や失敗から学び、その教訓を将来に生かすために、正しい歴史認識というものはとても大事だと思っています。そういった意味でも、光市の大切な文化財の保存のために今後ともしっかりした取組をお願いいたします。以上で終わります。

#### ○森戸委員

2点ほどお尋ねをいたします。

先月か、先々月か忘れましたが、文化センターで個展に行くと、ホールに入ったところですよね、コーンが立てられて雨漏りがしておりました。たびたびそういった状況を見かけるんですが、出展される方からも文化センターでの個展を開くのが恥ずかしいと、そういうふうな声が上がっておりますので、そういった雨漏りに対する対応というのは、その時点での対応はどうされたのかをお尋ねいたします。

#### ○国広文化・社会教育課長

文化センターの雨漏りでございますが、結論から申しますと、11月の当初には改善をされております。

改修方法としましては、屋上防水が非常に劣化をしていたというところで、全面張り替えまでは行わず、恐らくここを張り替えれば雨漏りは止まるだろうというところに目星をつけて改修をさせていただきました。その結果、雨漏りが止まったという状況になっております。

また、室内にあります天井材についても、雨漏りの跡がついておりましたので、部分的に交換をして改修が終わっている次第でございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

出展される方が恥ずかしいと思うような状況であったら、文化が深まるとかそんな話にもなりませんので、ハード面のことに関してははっきり、記憶するだけでも2回ぐらいあったと思いますので、ぜひよろしくお尋ねをいたします。

それに関連して、公共施設の総合管理計画を見ると、文化の施設については、市民ホールが建設後49年、図書館が45年、文化センターが41年となっております。市民ホールは修理等の履歴を見ると、令和2年に2億円以上かけて空調改修も行っております。図書館もトイレとか書庫のリフトなども改修を重ねております。

管理計画の中では、民間資金を活用して他施設との複合化などと書いてあります。今日も先ほどありました振興基本計画の中では、ずっと図書館は市民の声を聴きながら今後の在り方について考える。そういうふうな記述になっていますので、前回からは後退をしているといいますか、そんな感じに見受けられるんですけども、今後は建て替えなのか、長寿命化なのか、方向性を決めるために、まずは耐震改修などを含めた、判断するための個別計画づくりが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。それをもってどうするかを早く出して欲しいというのが願いなんですけど。

#### ○国広文化・社会教育課長

ただいま委員から、文化施設の今後の方向性についてのご質問をいただきました。公共施設等総合管理計画の方向性のところで、他の公共施設との複合化というところも書いてございます。こういったところが今からの検討になろうかと思えます。

また、PPP、これは官民連携というところになろうかと思えますが、この手法としてPFIや指定管理者制度が入っているところでございます。市民ホール、文化センター等については、指定管理者制度を取っておりまして、このPPPの中の手法の一つを適用しているところでございます。まだ複合化というところについては、今後より一層検討し、どういった施設がどのように複合化できるのかというところなどを考えていく必要があろうかと思っております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

文化施設での老朽化が非常に激しい状況だと思えますので、根本的な解決策が求められていると思えますので、ぜひ御検討頂けたらと思えます。

以上です。

#### ○河村委員

一般質問の中で、教育支援センター支援員の増員についてお話がありました。不登校対策ということであったかと思えますが、どういうふうに対策を取られるのか。具体的にお願いできますか。

#### ○原田学校教育課長

スクールライフ支援員については、現在4名の者がアウトリーチ型で家庭あるいは学校等を訪問しての支援を行っているところでございます。現在検討しております新たな居場所につきまして、そちらに支援員が常駐する形での運用を考えたときに、現時点で支援員は既にかかなりの児童生徒の支援に入っていることから、今後はもう一名の増員の可能性について検討しているところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

1人増やそうと。その仕事の的には、今までの延長線上ということなんですか。新しい仕事を何かということじゃなくて。

○原田学校教育課長

これまでのスクールライフ支援員と同様の内容も含まれますけれども、基本的には新たな居場所に通所してくる子供たちの対応であったり、あるいはスクールライフ支援員の動きを把握してきちんと支援が行き届くようにするといった業務も発生する可能性はあるかと考えているところでございます。

○河村委員

振出しに戻るようなんですが、通常、今学校へ訪問をしても、クラスの中で実態的にはあまり悪くないというか、とてもいい状態が保たれているわけですが。それでも今不登校の数というのは、横ばいよりはちょっと上がりぎみになっているんですね。実態的にはどうなんですか。前ちょっと聞いたときには、定義そのものは変わってないんですかね。1週間連続してというのがある。定義について、もう一回教えてください。

○原田学校教育課長

不登校の定義につきましては、年間で30日以上欠席がある者と定義しているところでございます。

○河村委員

従前は、1週間連続して休んだらというようなことでしたが、年間で30日と。要は不登校と言われる人たちの取扱いというか、今支援員の方が行く日程と調整をされて、1週間なら1週間に1回ほど学校で会おうというような形のもがあったりするようですが、要は年間30日という基準を基にそういう対策みたいなものを立てておられるんですか。

○原田学校教育課長

そういった不登校と言われる年間で30日以上欠席がある子供たちと、それから長期欠席という言い方をしますけれども、先ほど言われたように数日間欠席した生徒、そのような長期化しそうな子供たちへの支援というものも含めて行っておりますので、不登校だけではなく、未然防止という意味合いでもその支援に入っているケースもございます。

○河村委員

それで、今の1人増員して5人になれば、そういった対応は可能だという判断なんですね。

○原田学校教育課長

不登校であったり、長期欠席であったりの子供たちが増加傾向にあるということから、

この5人で全ての対応が可能かどうかは分かりませんが、少なくとも現時点の関わり方、支援の在り方から考えますと、5人いていただくことで今以上の対応が可能なのではないかと考えていますが、今後の推移は見ていきたいと考えているところでございます。

#### ○河村委員

分かりました。それから、9月議会のときちょっとお話をしたんですが、要は県体とか中国大会あるいは全国へ行くときの支援の中身で、市のほうは2分の1であったと。ただ、このコロナ禍の中でそういった大会そのものの減少を含めて、今年度は10分の10というような報告であったかと思うんですが。それぞれの中学校で体育・文化後援会なるものを持って、要は自主財源を集めておったかと思うんですが、実態は調査されましたか。

#### ○升教育総務課長

中体連の学校の会費の関係のお尋ねであろうかと思えます。さきの議会でもお答えしたとおり、学校や中体連に対して聞き取りというか調査を行いました。全部の学校から聞き取りを行ったところでございます。ほぼどの学校も同じような状況ではございました。委員仰せの補助の在り方というものを今検討しているところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

ほぼほとんどの学校で体育・文化後援会をお持ちで600円とか700円集めておったかと思うんですが。前にもお話ししましたが、通常、大会やるときの要は枠が決まっていますので、枠外の人間についてはそういった体育・文化振興会から出そうとか、それは学校の判断ではないかと思うんですが、現実的には義務教育の課程の中でそこから中国大会へ行ったりするようなケースでは、全額そういった費用については何とかするというふうな協議をされたと思うんですが、いかがでしたか。

#### ○升教育総務課長

補助の額についてのお尋ねを頂きました。さきの委員会でも同様の御意見を頂いております。検討を進めていく中で、他市の状況等も確認をいたしております。補助率を掛けているところもあれば、補助対象経費全額を補助しているところもございます。ただ、いずれの市にいたしましても本市と同様でございますが、補助対象経費は、予算の範囲内というような形で行っております。本市におきましても、委員に先ほど御紹介頂きましたけども、2分の1というようなお話もありましたが、おおむね2分の1の状態にはなっておりますが、昨年、一昨年に関しては全額を補助しておるといった状況です。

教育委員会としては、現在、予算の範囲内というものはございますが、対象経費を補助対象としていくという方向で検討を進めております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。ぜひ補助対象については全額市のほうで出すと。年度によってまたそこへ差が出るというのもおかしな話で、あのときには市が出してくれたのに、今回皆自己負担じゃったというようなことの起きんようにはぜひ御注意を頂いたらと思います。

それから、タブレットを子供たちに皆、今利用させているわけですが、要は利用料金は一定という話でしたが、使用状況というのは定額じゃから定額までいっぱい使ってくれば一番よく使ったなということになるわけですが、料金的にどの程度の稼働率なんですか。

○升教育総務課長

利用率についてのお尋ねでございます。料金については前回も御説明したとおり一定額で変わりません。委員のお尋ねは恐らく容量をどれぐらい使っているんだろうかというお尋ねだと思います。平均で申し上げますと、ふだん使いの部分は約3割程度となっております。ただ、アプリケーションなどを導入する際には、アップデートということで通信の容量をかなり使うことがございます。おおむねでございますが、一斉にかけると6割程度を使うことになっております。

状況は以上でございます。

○河村委員

学校によって活用方法とございますか、利用形態が違うんじゃないと思うんですが、通常は小学校1年生から3年生、低学年について勝手に持って帰ってというようなことはほとんどないであろうと思いますので、状況的には月に1回家庭に持って帰るとか、何かそういうふうな使用に当たっての取決めみたいなものはつくっておられるんですか。

○原田学校教育課長

タブレット端末の持ち帰りについてのお問合せですけれども、現時点では、試行的な持ち帰りを行っておりまして、各校あるいは市の方からお示した取決めの範囲で持ち帰りを実施している形になっているところでございます。

○河村委員

要は慣れ親しむということが一番大事なんで、持って帰ることで、そういった慣れることになれば一番いいなと思いますので、壊れたら何もならんちゅうのはありますけど、そうはいいながら、容量が3割とかというようなことであれば、できるだけそういった機会をつくってあげることも大事なんではないかなと。

前の議会のときに電波の届かないところがありましたけど、その改善ちゅうのはできたんですか。

○升教育総務課長

電波のお尋ねを頂きました。届かない家庭につきましては、レピータという増幅器を設置して改善するということを御説明申し上げたと思います。数件の申出があり設置をしているところがございます。

以上でございます。

○河村委員

100%改善ができたという理解でええんですか。

○升教育総務課長

設置したのちに、不具合が生じているとは聞いておりませんので、電波状況は改善されたと認識しております。

以上です。

○河村委員

分かりました。授業参観をしょって、ほとんどの子が間違いなく授業に参加をしている状況だと思いますが、やはり20人以上で2人とか、1割近い子供についてはなかなか取っつきにくいケースが見受けられるんですが、最近よくeスポーツちゅうのがやって、ああいうふうな子供向けの何か大会とかそういうようなケースちゅうのは考えられんもんですか。

○原田学校教育課長

現時点ではそういった大会等は検討していないところがございます。

○河村委員

要は学校の先生も子供も一緒なんですけど、最初から嫌いだと思う人も中にはおられるようなので、それを改善する方法というのもどっかでやっていかにやいけんのだろうと思いますので、そういった機会があれば何か、普通テレビでやっているようなものをやる必要は全くありませんが、独自の勉強につながるような利用促進について考えていただいたらと思います。

以上です。

○仲小路委員

今、就学援助制度というのがありますけども、年度の前に広報等で案内をされていると思いますけども、実際に周知という面において、小学校入学手続とかそういうときに全保護者に案内はされていますでしょうか。

○升教育総務課長

就学援助の周知の件でお尋ねを頂きました。小学校に入学される予定の方につきましては、10月から11月、12月も一部行っている就学時健診や2月に行われる一日入学など



の機会を利用して案内を配付させていただいており、また、入学された4月に改めて学校経由で案内を配付して、漏れなく周知できるように努めております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。それで、市外から転入された場合も同様に、その時点で案内をされているということによろしいでしょうか。

○升教育総務課長

市外から転入された方への対応についてのお尋ねでございます。市外で就学援助を受けられていた方につきましては、光市でまた別途申請が必要になります。そういったことから学校の事務の職員の方に転入の児童生徒の保護者の方に就学援助のお知らせをしていただくように依頼をしているところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。この件は周知は問題ないということで分かりました。

あと、奨学金の貸付制度なんですけれども、これは高校または専門学校いろんな形がありますが、これは中学校卒業時に、同様に案内はされていますでしょうか。

○原田学校教育課長

奨学金制度に係る中学校卒業生の保護者への案内は、毎年2月に各中学校を通じて、中学3年生の保護者の皆様へ奨学金の案内文書を配付することにより周知をしております。

○仲小路委員

分かりました。その点も問題ないということが分かりました。

あと、中学校英語の教科書なんですけれども、今県内で光市と周防大島町のみが開隆堂のサンシャインを使用しております、それ以外の全ての県内の全部の市町においては、東京書籍のニューホライズンを使用しております。今の教科書選定というのはいつ頃行われましたでしょうか。また、大多数の市町で東京書籍を使っているにもかかわらず、あえて光市が開隆堂のサンシャインを選ばれた、そういう経過というのが分かりましたらお示しく下さい。

○原田学校教育課長

中学校英語の教科書についてのお問合せを頂きました。現在の中学校の教科用図書、いわゆる教科書の採択については、2020年（令和2年）に採択を行い、本年度、令和3年度より使用を開始しているところでございます。

この教科書の採択につきましては、県教委から採択の基準並びに選定に係る提示が各

市町教育委員会になされた後、県内15地区それぞれの地区で選定委員会等が設立されて採択を行うこととなっております。

この採択は、教科用図書研究調査委員会による調査結果を基に、光市教科用図書研究調査協議会にて審議を進め、その内容を教育委員会にて審議し採択するという流れになっています。

その審議の中で、開隆堂の教科書はコミュニケーション能力の育成が重視されており、充実した言語活動が設定されているということ。それから、話す、聞く、読む、書くの4技能5領域を総合的に扱いながら、自国と諸外国の伝統や文化を尊重する態度を育成できるものとなっているという辺りから、本市が進めているコミュニケーション能力の育成を目指す英語教育にも適した内容であるということから、本市の教育にふさわしい教科書として採択されるに至っております。

#### ○仲小路委員

ということは、ほかの市町との比較ということはされていないということでしょうか。

#### ○原田学校教育課長

この採択につきましては、基本的に当該学校を所管する教育委員会がその権限を有しております。教育の中立性などの観点から、外部からの働きかけに左右されることなく、公正かつ適正な採択をする必要があることになっており、同時期に採択を行っている他の教育委員会等も含め、採択に関する情報は非公開となっておりますことから、県内で統一した教科書を採択するというようなことができない仕組みとなっております。

#### ○仲小路委員

あと最初の確認なんですが、この委員会で決定されて、最終的には教育委員会で最終決定をされるんですが、それはそのままのものを決定されますか。それとも、それを受けて、教育委員会で新たな検討とか別にされとるということはないですか。

#### ○原田学校教育課長

そちらにつきましては、審議されることになりますから、そこでの審議の内容によっては変わることもあるかとは思いますが。

#### ○仲小路委員

選定につきましては分かりました。実際にですけども、県内で転入とか転出が当然あるわけで、特に市外との転入・転出の場合には、使い慣れた教科書を次のところでは使えないということが当然あるわけですけども、それに対してその辺のことも問題はないと考えられていますでしょうか。

#### ○原田学校教育課長

基本的には、教科書そのものが学習指導要領に即して著作・編集されていることから、どの教科書を用いまして同じ内容を学ぶことができるようになってきているところがございます。ただ、委員御指摘のとおり、教科書ごとに若干単元の配列が異なっていたりすること等があるため、年度途中で他校へ転入した際に、転入前の学校と進度が異なっているということは起こってまいります。このような児童生徒の負担を減らすことができるように、各校において補完的な学習等を実施して対応することになっているところがございます。

○仲小路委員

分かりました。そんなに大きな問題はないということで理解しました。  
次回の選定というのはいつになりますでしょうか。

○原田学校教育課長

教科書の次の選定ということでございますけれども、この教科書の改訂が通常、4年ごとに機会があるとされていることから、次回の小学校につきましては、採択が2023年（令和5年）に行われ、翌年2024年（令和6年）から使用開始と考えられます。

また、中学校につきましては、2024年（令和6年）に採択が行われ、2025年（令和7年）より使用開始になるのではないかと考えられるところがございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○小林委員

それでは、私のほうから何点か御質問をさせていただきます。

まず、令和3年度の全国学力・学習状況調査結果の中で、将来の夢や目標を持っていますかとの問いに対し、小学校は78.5%、中学校は67.2%で、平成31年度と比較して低下していますが、それぞれの要因についてお聞かせください。

○原田学校教育課長

全国学力・学習状況調査の中の児童生徒質問紙調査における問いについてお問合せを頂きました。委員御指摘のとおり、先ほどの問いに対する肯定的な回答というのは、前回実施した平成31年度の調査より低下しております。

このような低下というのが、実は全国、山口県についても同様の傾向を示しております。その一つの要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による学校行事や地域と連携した活動の減少などによるものが考えられるのではないかと分析がございます。

これまで、この質問に対する本市の肯定的回答というのは、国や県に比べて高い水準にございました。それは、地域と連携した教育や小中一貫教育の様々な場面で多様な他

者と交流する中で、体験を通して仕事や生き方について考えたり、憧れを抱いたりする機会に恵まれてきたことによるものと考えています。今回、それが制限されたことというのが、こういった大きな変化につながったのではないかと分析しているところでございます。

また、中3のほうで特に低下が大きかったことにつきましては、社会変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたような時代であるということ、そして、現存する職業の多くが近い未来に姿を消すかもしれないという、先行き不透明な状況というのにも影響しているのではないかと考えているところでございます。

こういった傾向が今年度の特徴的なものであるのか、今後も注視をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

分かりました。要因についてよく理解ができました。小中学校でそれぞれの共通した認識、要因があるというところと、中3のところでは社会変化に対する不安というところで、そこが低下の要因になったというところを理解しました。その上でやはり子供たちの将来というところをより明るくしていくためには、一人でも多くの子供たちが将来の夢とか目標を持つということは非常に私重要だと思っています。その上で何が必要なのかというと、やはり具体的な目標を少し立てて、それをどのように具現化していくかというところを、既にやられているとは思いますが、先生方と子供、ひいては家庭も巻き込んだ形でその具現化に向けた取組を進めていただきたいというふうに思います。

目標の設定のところについては、いきなり高いハードルを掲げても、やはり第一歩がなかなか進みづらいという背景もございますので、できたら最初の目標を設定する際には、本当に身近な目標、少し背伸びをしたら届くような目標、さらには物すごい努力をしていかないといけないような目標、そういうような段階的な目標を立てていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、目標というところですごく大事だと思うのが、今小中一貫教育を進めていくという上で、小学校1年から中学校3年間の中でその目標がどのように変化をしていくかというところ、そこを少し指標として見てもおもしろいのかなというふうに思いました。目標の変化というところは、心の現れというところにも少し私、相通ずるところがあると思いますので、ぜひこの点についても御検討頂けたらというふうに思います。

次の質問でございますが、令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果のところでございますが、自分にはよいところがありますかというこの問いに対しまして、小学校では77.1%、中学校では83.9%、平成31年度と比較して小学校は低下、中学校は増加に転じていますが、それぞれの要因についてお聞かせをください。

#### ○原田学校教育課長

同じく質問紙に関するお問合せですけれども、委員御承知のとおり、全国学力・学習状況調査は、毎回対象となる子供が異なっているということから、実施年度によってそ

れが左右されるということはございます。例えば今年度の中学校3年生が昨年度の中学校3年生よりこの問いに対する肯定的意見が増加したと数値では現れているところですが、今年度の中学校3年生が小学校6年生のときと比較いたしますと、全国的な傾向と同様に、若干低下はしているところがございます。そのことを踏まえつつ、今年度の小学校6年生の数値が、昨年度と比較して低かった要因というのを考えますと、小学校6年生というのが、地域連携教育や小中一貫教育における直接的な体験活動の有無に左右されやすいという傾向があることなどから、今回のような結果になっているかと思われまます。中3になりますと、ある程度自分自身を客観的に見ることができ発達段階にもなることから、そういった直接的な体験の有無に左右されにくくなる傾向があることから、比較的グラフの変化もなだらかで、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けにくかったのではないかと捉えているところがございます。この傾向も先ほどと同様に、今年度の特徴的なものなのかどうかという辺りを注視していきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

中3のところ自分たちを客観的に見るということはすごく大事な指標でして、それによって自分の将来というか、自分のいいところというところを伸ばしていくか、伸ばしていかないかというのはすごく大事な指標になりますので、この視点についてよく分かりました。あと、より詳細な分析の仕方、私が少し見ていた視点と少し違った視点で見ておられたというところは大変勉強になりました。

それと、自己肯定感を高めていくということについては、生徒さん、子供たちの将来を大きく左右することに私つながるといふふうに思っています。ですので、自分のいいところを見つけ出すというそのことについてはぜひ引き続きお願いしたいというところと。

もう一つは、これ私の経験談ではあるんですが、他者を認めるという文化も必要だと思うんですね。他者を認めることで、自分の気づきにつながるという視点もございませますので、いわゆる他者を認める文化の醸成というところをぜひこども併せて御検討頂きたいというふうに思います。

それと、今将来の夢や目標という視点と自分にはよいところがありますかという視点でそれぞれの要因をお伺いしました。では、これらの要因を踏まえて、どのような対策に落とし込んでいたのかという視点で少し御確認したいというふうに思います。

#### ○原田学校教育課長

本市はこれまでもコミュニティ・スクールを基盤とした連携・協働教育を推進してまいりました。この強みを今後も一定程度継続されると考えられるコロナ禍においても工夫しながら生かしていきたいと考えているところがございます。これからも感染拡大防止策を徹底した上で、例えば他者との関わりの中で自己のよさや可能性を伸ばすことができるようにすること、あるいは共感的な人間関係を醸成すること、さらに自己決定の

場を設定することなど、そういったものを重視する教育活動を充実させるとともに、職場体験学習や最先端で活躍されている方々と直接交流するような機会、そういったものを活用しながら、働くことの意義やすばらしさについて考えられるようにすることにより、子供たちが夢や目標、志というものを抱けるようにしていきたいと考えているところでございます。

#### ○小林委員

光市の強みをより生かして、今後の学校教育をしっかりと充実させていくという視点でよく理解ができました。それと、また職場の体験というところや、いわゆる最先端で活躍している人との高話というものは、私自身も中学校時代に例えばバレーボールでオリンピックに出た選手とお話をする機会があったときに、やはり自分自身の人生を考える機会になりましたので、ぜひこういう機会を引き続き提供していただきたいというふうに思います。

それともう一点、各学校の課題に応じた訪問支援という支援の中で、例えば学力向上ヒアリングを実施されているというふうに考えていますが、そのヒアリング結果というところを少し共有していただけたらと思います。

#### ○原田学校教育課長

学力向上ヒアリングについてお問合せ頂きました。このヒアリングにつきましては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、各校の管理職、それから学力向上担当教員と教育委員会が学力向上に向けた課題や授業改善のための取組について情報を共有したり、進捗状況を確認したりするものとして行っております。各校から上がってきた課題を見ますと、基礎学力の定着あるいは学力の二極化、配慮を要する子供への支援、話し合い活動による学びの深まりなどが課題として挙げられておりました。

こういった基礎基本に関する課題への対応といたしましては、少人数指導など、個に応じたきめ細やかな指導体制を構築するとともに、例えば国語辞典を積極的に活用した語彙の拡充、あるいは学習の振り返りの充実、授業改善を中心に組織的に取り組んでいるところでございます。

そして、市全体の傾向としての課題を挙げますと、小学校国語科については、条件に基づいて自分の考えを書くことや文章の内容を要約すること、そして算数科につきましては、表やグラフなどデータを活用したり整理したりすること、中学校の国語科については、読み手の立場に立って文章を推敲すること、中学校の数学科においては、日常生活における事柄を数学的に捉えて説明することなどに課題が見られましたので、授業では自分の考えを説明したり、学習の振り返りをノートに書いたりする、いわゆるアウトプットのある活動を重視しているところでございます。特に1人1台タブレット端末等、ICT環境を効果的に活用しながら、データを整理したり活用したりする学習なども充実させていくことで、課題の改善につなげていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○小林委員

しっかりと現状が理解できて、それに対する分析をして、そこに対する対策がしっかりと取られているということもしっかりと私理解ができました。その中で少し見直しというキーワードが出てきたので、少しお話をさせていただきますと、すごく見直しすること、ブラッシュアップをしていくことってすごく大事なんですよね。私自身も自分の仕事の中で常に自分の仕事を振り返って、それがちゃんとできているのかというのを考えていかないといけないと思っています。

その中で特に気をつけていることというのがあって、例えばK P T手法というのがある、Kというのはキープなんですよね。Pというのはプロブレム、Tというのはトライなんです。Kというキープは、今やっている、実は自分のやっていることというのは成果が出ているので、このまま続けていこうという指標を意味していて、例えばPのプロブレムでいくと、これは効果が薄いからやめてしまおう。Tという指標はトライなんですよね、今後のことに対する。これを例えば自分の仕事とか、学校も含めてノートの取り方も含めて、このことを入れて工夫をしていけば、より効率的で効果的な学びが深められるのかなというふうに思ったので、ぜひこの点についても御検討頂けたらというふうに思います。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第71号 第3次光市総合計画の策定について

説 明：佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②議案第58号 令和3年度光市一般会計補正予算（第9号）（政策企画部所管分）

説 明：山岡政策企画部次長兼財政課長 ～別紙

質 疑

#### ○河村委員

情報推進費のところ、海浜荘のカメラを取替えということになるんですが、この前後、7番は地域づくり推進事業費、11番は消費生活費ということで、この款項目の在り方については、ちょっと最近前後すると目移りして見にくいんじゃないけど、どんなかね、これは、部制と款項目というのは一緒にならないのかね。

#### ○山岡政策企画部次長

委員より補正予算書の予算のつくり方の御質問を頂きました。

予算書及び決算書については、地方自治法の施行規則のほうに款項目及び節のほうには区分が定められておりまして、原則この規則に基づき予算書及び決算書等は作成しています。

また、市民や議会からの要望を受け、分かりやすい予算書等とするために、今まさに委員がお示しいただきましたように、平成21年度に事業別予算の導入に踏み切り、現在に至るところでございます。

その関係で、新たなものにつきましては、以前の款項目の下に事業が加わる形になりますので、現時点でそれを部局ごとに並べ替える手法につきましては、相当量の作業量を要しますので、実施は考えておりません。

以上でございます。

#### ○河村委員

たまたまここは大きい項目なんじゃないけど、ほかのところの部署に行くと、全く関係ないようなものが中へ入ったりしよるよ。建設部の中へ、ほかの経済部か何かが入っちゃ



ったりやね。それは、改めるちゅうことでええわけ。

○山岡政策企画部次長

その辺り、目をまたがるものについても、目自体の順番は、基本、施行規則で定まっておりますので、経済部所管と建設部が同じ目の中にある場合は、分けることは不可能でございます。

以上でございます。

○河村委員

どっちを分けるかの問題なんで、法律があつてそのとおりにしかできんと言うんなら、それは在り方そのものを改める以外ないわあね。

説明をするときに、説明漏れがあつたときには、今こういうやり方しよつたら、質問ができんちゅうことになるんで、それだけはあつちやあならんで、そういう対策をしてほしいと思います。

それから、さっき予備費のところ、残つた500万円皆予備費に積んだんですが、全部で6,300万円を超える金額なんです。ここまで予備費が要るの。それとも、切りが悪いからこういうふうにしてしもうたという考え方なの。

○山岡政策企画部次長

今回の金額については577万円でございますので、財政調整基金に積む等の手法も検討しましたが、今回は予備費のほうで調整させていただきました。

以上でございます。

○河村委員

予備費の在り方についての話は。

○山岡政策企画部次長

予備費の在り方についての御質問を頂きました。

予備費は、基本、市の経費の支出は、議会において決定された予算に基づいて行われております。しかしながら、予算はあくまで一会計年度における歳入歳出の見積りのため、年度途中において予定外の支出や予算額を超過した支出が必要となることは避けられません。

このため、毎回そのような場合補正予算等を編成するのは、議会の議決を得ることとなるため、軽微なものまで議会を招集することは、行政運営上非効率でございますので、予備費を計上させていただいて、軽微なものについて長の権限で対処させていただくということになっております。

以上でございます。

○河村委員

建前は分かっちゃうんじゃないけど、要は、通常何%程度というような目安があるので、積み増しすりゃええちゅう問題じゃない。今のような話でいきゃあ、そりゃ皆予備費にあつたら、予算なんか要りゃあせんから、ありがたい話になるよね。そうはならんように、ある程度一定の制約が皆かかるようになってっちゃうんじゃないから、その辺りのところは十分考慮してやっていただいたらと思います。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(1) その他（所管事務調査）

①光市行財政構造改革推進プラン（案）中間報告

説 明：岩崎行政経営室長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、数点質問をさせていただきます。

まず28ページなんですけれども、下段のほうに情報発信手段の充実、そして、市民通報アプリの活用という項目があるんですけれども、これは、今具体的にはどういったツールで検討が進んでいるのかというのを、現段階でお示しできるのであればお伺いいたします。

○藤井情報推進課長

通報アプリや情報発信ツールの検討状況について御質問いただきました。

これまでも御説明いたしていますが、ワーキンググループを設置して検討を行っております。ワーキンググループの中でも、今後の導入に向けて、在り方や必要と思われる機能について検討を行っているところです。

こうした中、ワーキングでは、通報アプリについては、情報発信ツールと一体になったシステムが望ましいという意見が出されました。

また、通報を受ける項目としては、道路の故障、公園の遊具の故障、そのほかに有害鳥獣や不法投棄など、市民生活に関わりの深いものを中心に検討すべきではないかといった意見が出されました。

一方、情報発信ツールについては、幅広い年代で高い利用率であるLINEを念頭にワーキングにおいて検討してまいりました。これまでメール配信システムで配信している内容に加え、新型コロナウイルスに関するワクチンの情報や、感染者の情報等を配信してはどうかといった意見が出されたところです。

いずれにいたしましても、現在予算編成中であり、こうした意見なども参考にしながら

ら利便性の高いツールを導入できるよう、引き続き内容の精査を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。LINEなどを中心に検討を進めているということで、市民から行政に対する通報機能というところもイメージできましたし、今、答弁の中であったように、市から逆に情報を発信するというふうな手段にももちろん使えてくると思うので、先日の一般質問でも触れたところではあるんですけども、総合防災情報システムみたいに、やっぱりそういった防災の情報も、よりアプリなどを活用するとビジュアルに情報を提供できる側面というのもあると思いますので、そういった行政から発信するという視点も、引き続き具体的に検討しながらツールのほうを選んでいただければと思います。

それから、45ページなんですけれども、ちょっとこれは理解を深めるために質問をさせていただきたいんですけども、45ページの2段目、クラウドファンディングの活用の検討という項目があるんですけども、もちろん具体的にはこれから検討されるというふうな認識ではあるんですけども、これを導入しようと思った経緯というか、参考にした自治体の事例とか、そういったものがあれば、お示しをいただければと思います。

#### ○岩崎行政経営室長

ただいまクラウドファンディングを導入する経緯や参考にした自治体の事例、どんなことに自治体が使っているかというような内容について、御質問をいただきました。

クラウドファンディングとは、インターネットを通じて団体の活動や夢を発信し、思いに共感した人や活動を応援したいと思っていてくれる人から資金を募る仕組みでございます。

経緯ですが、この仕組みを市が活用することで、新たな財源確保の手段として資金を募りながら、実施する事業を広くPRすることができ、事業に対する愛着や応援者の増加などが期待できるため、検討するものです。

導入に当たって、委員のほうから他の自治体の事例を具体的に参考にしたのかということでございますが、今のところ具体的に参考にしたというのはありませんが、現在想定している一つの例として、用途を明確にして寄附金を募集するクラウドファンディング型ふるさと納税、こちらが一般的に使われていることから、活用の一つとして検討していきたいと考えているところでございます。

それと、自治体がどのようなことに使っているかということですが、他の自治体ですと、イベントを実施する際のPRと資金調達でありましたりとか、社会課題の解決のための事業のPRと資金調達などが挙げられております。

いずれにしても、所管課と十分調整して取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。本当にクラウドファンディングの活用も含めて、いい取組がこの行財政構造改革推進プランの中に、本当に魅力的な部分が多いので、ぜひ、これが実現できるように、引き続き策定を進めていただければというふうに思います。

以上です。

○仲小路委員

28ページの取組項目の3項目目ですけれども、ライフイベントに応じた窓口のワンストップ化というのがありまして、対応のところが市民課となっておりますけれども、実際にはライフイベントというのは、出産、子育ては健康増進課、子ども家庭課、教育総務課、学校教育課、あるいは介護、高齢は高齢者支援課、住宅購入は建築住宅課など様々なわたるわけで、当然市民課だけでは解決できる問題ではないわけですが、ここに市民課というふうに書いてあるのは、どうゆう意味か、今後これについて検討はされまじすでしょうか。

○岩崎行政経営室長

今、委員よりライフイベントに応じた窓口のワンストップ化の所管課のことに御意見を頂きました。ライフイベントに応じた窓口のワンストップ化については、手続の入り口部分が市民課となっております、その後の手続等をどのようにワンストップ化や連携ができるかといったところを今後検討していきたいと考えているところです。

こうしたことから、現状では担当を市民課としておりますが、標記の仕方については、今、委員の御意見も踏まえて再度検討したいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。検討よろしくお願ひします。

あともう一件、32ページですけれども、32ページの取組項目の概要の1項目目ですけれども、各種委員会の公募というのがございます。各種委員会につきまして、特に男女共同参画とか、また女性活躍という観点から、女性委員の公募を推進するという、そういう内容を入れてはいかがでしょうか。

○岩崎行政経営室長

今、委員より各種委員等の公募に関しての内容について、女性委員の公募に関しての記述も入れたほうが良いのではないかなという趣旨の御意見を頂きました。

確かに、様々な市の方針決定に女性に参画いただくことは重要と考えておりまして、男女共同参画の視点から検討したいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。よろしくお願いします。

○河村委員

36ページの取組項目の概要の3段目、光市コミュニティ推進基本方針の推進と書いてあるんですが、コミュニティの推進基本方針の目指すものというのは何かちゅうのは御存知ですよ。

○岡村政策企画部長

委員さんの思いに応えられるような答弁かどうかはわかりませんが、まさにここに書いておりますように、基本的には自分たちの地域は自分たちでつくるという自治の実現を目指す、そういったことを実現していくために、地域で取り組んでいただきたいこと、また、それに対して行政が支援できること、こういったことが地域自治を実現するという目的の下に整理をされているものではなかったかなと記憶をしております。

以上でございます。

○河村委員

ありがとうございます。自分たちの地域は自分たちでつくるという地域自治と、こういうふうに言うんですが、目標は地域は一つなんです。この中の項目、ほかのところでも今、共助から公助という名前が初めて出てきたように私には思えます。それまでは自助から共助へ行って、一体どこで公助が出てくるんかいなど、こう思いよったわけですが、コミュニティの推進で、地域は一つじゃから、いろんなものが地域へ皆かぶさってくるんですが、福祉のほうからいくと、地域っていうのは福祉、中身を具体的に言わんにゃあ分からんじゃろうけど、地域は一つというときには、地域ちゅうのは自治会、地域自治。

だけど、福祉からいうたら、いろんな施策は自分のところがやりよる施策じゃから、地域は一つじゃないんです。地域ちゅうのは、2つも3つも分かれていく、その中の福祉が、福祉の地域福祉活動計画ちゅうんじゃったかな、そういったところでやるんですが、その一体感というか、目指すものがあれもこれもあつたら具合が悪いんで、やはり目標は1つにしていかないと、福祉の観点であろうが、企画の観点であろうが、目指すものは同じだというふうに、できればなって欲しいなど。何か意見がありますか。

○岡村政策企画部長

目指すものの一体感というか、一本化というようなことだろうと思います。その辺りの考え方については、まさに総合計画等で示されている部分が一番上の考えになって、そのあとはいろんな分野別の計画の中で、その分野に応じたいろんな考え方が示されている、そういうことだろうと思います。

ですから、ちょっと答えになっているかどうかはあれですけども、目指す一つの基本となる考え方というのは、マスタープランの中の記述がそういうことではないかなと思っています。

以上です。

○河村委員

今の社協がつくった活動計画、高齢者の、と今のこのコミュニティの推進計画がちょっと違うというだけで、市役所にある福祉計画そのものが齟齬があるわけじゃないわけ。だから、実際の実施をするところで、言葉の選択を含めてちょっと違いがあるかなと。

あくまでも行政的に言うたら公助、市が何をするんかというところをきちんと決めてもらうのが一番のような気がするんですが、普段、今までやられてきたことも、いや、自助です、共助ですというところまでで、なかなか公助を示していなかったように私には思えるんです。

だから、これ、5年計画をつくってんなら、5年で現実的に何をするのかというのが、もうちょっと訴えが足りないような、何かと思うたら20年というような話がぼっと出てくるんで、あくまでも5年間で何をやるんかというのをもっと明確にする必要があるんじゃないかと思います。

以上です。

②光市公共施設等総合管理計画（改訂案）中間報告

説 明：岩崎行政経営室長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑：なし

○萬谷委員

それでは、光丘高校跡地につきまして、政策企画部所管分につきましてお尋ねいたします。

まず、一般質問の回答の中でいろいろお聞きしたんですが、まず、県とどのようにお話をしていたか、内容のほうを教えていただければ。

○佐々木企画調整課長

県とどのように話をしたかという御質問でございます。

閉校後の光丘高校の用地につきましては、昨年5月に県教育庁の担当のほうから連絡がありまして、県としては利活用の計画はないため、用地処分の検討に当たって、まずは地元である光市の意向を確認したいというお話を頂きました。

これを受けまして、本市の対応方針について内部で検討を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

今、教育庁、教育と言いましたけど、県の担当部署は教育委員会だということよろしいでしょうか。

○佐々木企画調整課長

県教育庁の教育政策課でございます。

○萬谷委員

それでは、跡地に対して、現状で、例えば今の光丘高校を解体した後、現状に何が建てられるか、商業施設、工業施設等、今の現状で構いませんので、お知らせください。

○佐々木企画調整課長

現状の高校の校舎を解体した後何が建てられるかという御質問であるかと思えます。高校用地につきましては、都市計画でいいますと、用途地域が第1種中高層住居専用地域であることから、事務所や工場等の建設は難しいようでございますが、住宅のほか病院ですとか公共施設、それから500m<sup>2</sup>以下の店舗、こういったものが建設が可能というふうに認識をしております。以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。こちらに関しましては、用途地域を変えるという方法も、最終的にはございますので、現時点ではというふうに聞かせていただきました。

その上で、もし光丘高校の跡地を光市がということになったときに、取得費とか取得した後の維持管理費等、計算されていたらお知らせください。

○佐々木企画調整課長

取得費につきましては、県のほうから特に示されておりませんので、お答えすることができません。

それから、維持費につきましては、例えば取得後活用するまでの財産の維持に係る経費ということだろうかと思えますけれど、想定されるのは金額が大きいものとして草刈りであったりとか、そういったものが想定されるんですけど、草刈りであれば敷地規模や年2回ぐらい必要になってくるのかなというふうに思いますので、そういったものを踏まえると、年間約500万円程度はかかってくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

分かりました。確かに、一般質問の答弁のまま解釈すれば、その後の利用に関しては県に委ねるという認識でよろしいでしょうか。

○佐々木企画調整課長

地元自治体への取得の打診については、財産処分に係る手順の一つであるというふう  
に認識しておりますので、県有財産なので断定的なことは申し上げられませんけれど、  
これまでに聞いた話では、市が取得しない場合、県として民間への売却など、次のステ  
ップに移るものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

議場での一般質問の答弁を尊重いたしまして、ここではもう質疑は行いませんけども、  
県にお返ししましても、今の話だと、まだ県も何もどのように使うか等は、当然分かっ  
ていないという、決定していないと思われるところもありますし、そういう、つまりこ  
れからその都度その都度いろんな判断が必要になってくるのではないかなと思っており  
ます。

私どもの立場からしまして、何か都市伝説のようにふわふわ何かいろんうわさが流  
れるのが一番怖いところございまして、県からの情報、問合せなんかありましたら、  
その辺をその都度お知らせいただければと思っておりますし、当然、市民からの声も出て  
くるかもしれませんし、教育委員会も絡むことだとは思っておりますので、その  
辺りのお取り計らい、ぜひお願いしておきます。慎重にかつスピーディーにやらなき  
ゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上でございます。

○森戸委員

2問ほど、1問目が、市道岩狩線の交差点付近についてなんですけど、この右側のほ  
う、岩狩に上がる部分ですけれども、これは平成26年の議会で私も一般質問でいたしま  
した。現在、市の土地ですよね。市の土地に建屋があるんですけど、既に居住者はいな  
いと。家の所有者は別におられるんですが、その所有者と今後の契約の話合いは進めて  
いるのか、また、撤去の話がありますよね。その辺はどうなっているのか、その辺はど  
うかお願いいたします。

○山岡政策企画部次長

委員より岩狩市道の交差点付近の建物についての御質問を頂きました。

6月議会の委員会で、これまで入居されていた方が退去したことまで説明済みでござ  
います。

現在、所有者と今後の契約の在り方、また、撤去について、8月末に契約者の方と話  
合いを行い、次期契約までには当土地の返却及び建物の解体をお願いしたところでござ  
います。

その時点では、本人も返却及び解体の意思をお持ちになられていたんですが、家屋解  
体・撤去費がなかなか捻出することが難しく、市から補償等の支援がなければ自力での



解体は難しいという御意見を頂きましたが、市からの支援は難しいので、御自身での解体をお願いしたところでございます。

その後、令和3年9月の後半に、その契約者の方が、ちょっと体調を崩され、兄のいる千葉県のほうに移られたという連絡が入りました。また調子を崩されたことで、今後の生活における金銭負担等も増加するため、家屋解体・撤去の捻出が更に困難になり、市で取り壊していただけないかというお願いを頂いたところでございます。

そのような状況でありますので、今後の対応について顧問弁護士に2度ほど相談したところでございます。

今後は、引き続き慎重に協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

その所有者自身の御自宅とか、工場といいますか、そういうものの部分は解体されて更地になっている。ここだけが要は残っているというような状況だと思いますので、今、顧問弁護士にも相談をされているというようなことなので、慎重にやりたいというような御答弁ではありましたが、この家がなくなるだけで見通しも良くなりますので、交差点は非常に狭くて歩道もありませんので、毎年ここは通学路の点検会議でも上がってくるのだと思います。以前も上がってございましたけど、なかなか進んできませんでした。

交差点からコミセンに向かう側のほうも歩道がありません。また、水路があって非常に危険だと思いますので、根本的な解決に向けて、交差点の改良も含めて建設部ないし県と協議をして、地域の長年の課題である部分を、解決を図っていくべきではないかと考えるんですが、お願いいたします。

#### ○山岡政策企画部次長

委員より、引き続き課題の解決に向けた取組についてご質問を頂きました。

解決に向けては個人の問題もございしますが、よりよい方向に向くように、市としましても引き続き努力し、地域の方々に安心いただけるような検討を進めてまいります。

以上でございます。

#### ○森戸委員

分かりました。粘り強く交渉も含めてやっていただきたいと思います。

それと、最後に1点、1問、定住策についてお尋ねをいたします。

これは、一般質問の続きの部分なんですけど、一般質問の中で、新婚・子育て世帯向けの分譲住宅の購入支援制度の創設をとということで、そうすることで転出の歯止めになりますよということで質問をいたしました。

転入・転出の超過が617人、そのうちの半分、東京が155、下松が161、合わせて半分なんですけど、その中でも20代から30代が特に顕著な転出になっているということを質問でも申し上げて、20代から30代をターゲットに絞ってやるべきじゃないかと。そのタ

イミグというのが、結婚とか就職とか人が動くときなので、自宅を建設する部分においてインパクトを与える形が必要なので、こういった支援制度を設けて欲しいという質問をしたと思います。その制度自体は、既にもう市に仕組みがあって、それは移住されてきた方に対する支援制度があるというような紹介もいたしました。

この制度自体なんですけど、今までの移住に向けた市の土地を購入して移住してきた方には支援の仕組みがあるんですが、これ自体は何件ぐらい今まで実績がございましたか。

#### ○佐々木企画調整課長

市有地活用型の定住支援事業の実績ということでの御質問でございました。

これまでに2件実績があり、平成29年度に指定地を売却した方に対して、令和元年度に2件支援金を交付している状況でございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

移住に関しては、空き家バンク等を活用した形で住まれた方にもリフォーム等の助成制度があります。私が定住をという、今住んでいる人を逃さないようにする、それが一番重要ではないかと。要は、穴の空いたバケツにならないようにということで提案をしたわけなんですけど、市税に占める固定資産税の割合と額がどのぐらいなのか、その辺のところ分かればお願いいたします。

#### ○山岡政策企画部次長

市税に占める固定資産税の額と割合でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

令和2年度で約38億2,000万円、割合でいいますと50%になります。令和元年度が39億5,000万円、割合でいいますと49.1%、平成30年度で39億5,000万円、割合でいいますと49.3%、おおむね約39億円の49%程度で推移しておるところでございます。

以上です。

#### ○森戸委員

固定資産税というのは、非常に安定した財源であろうかと思います。基本的に、家1件若しくはマンションの固定資産税の額、これをいろいろ調査をすると、標準的なマンション80m<sup>2</sup>、新築の120m<sup>2</sup>で年間大体12万円だというふうに聞いております。

市営住宅の長寿命化が今回上がっていますが、市営住宅の入居者に占める20代から30代の世帯数、これも所管で聞いてくると70世帯だというふうに聞いております。その長寿命化の中でも、将来の住まいの意向をアンケートしております。505件の回答のうち、16件が持ち家とかマンションに住みたいというふうに回答をしております。制度の導入によって、市営住宅といういわゆる福祉政策から、市営住宅から家を建ててもらい、そういうことで固定資産税とか都市計画税を払ってもらい側に回ってもらうということ

は、財政にとっても非常に良いことだと考えております。

究極的に、他市と比べて保有の多い市営住宅の戸数も圧縮することができることになると思いますので、公共施設のマネジメントの観点からも、私はこういう仕組みが必要ではないかな、誘導していくということが必要かなと思います。

県内他市で、こういうふうな仕組みを取っているところがあるのかなのか、その辺のところ分かればお示しいただけたらと思います。

#### ○佐々木企画調整課長

市外からの移住者への支援だけでなく、市内在住者を対象としたいいわゆる定住への支援といった視点で、県内他市の事例がないかというような御質問であったかと思いません。

県内13市におきましては、やはりいずれも移住者を対象とした事業でありまして、市内在住者を対象とした事例はございませんでした。

ただ、町におきましては、和木町におきまして、町内に新築住宅を建てられた際に、地方税法に基づく軽減された固定資産税を納付した場合に、奨励金として固定資産税の2分の1を3年間交付するという事例がございます。

それから、田布施町におきましては、町内に住宅を新築・購入した人で、中学生以下の子供を扶養している人に、地元で使える商品券を5万円分交付する事業を実施しているというふうに聞いております。

なお、移住者である場合はさらに10万円の加算、それから、子供の数に応じて5万円から10万円の加算、また、親世帯が町内に住んでいる場合にも5万円の加算がありまして、最大30万円を支援、30万円分の商品券で支援をしようとするような制度があるということがございます。

以上です。

#### ○森戸委員

ありがとうございます。田布施に関しては、県内でも下松か田布施かというぐらいに人口が大体増加していたエリアだったと思います。ここ最近、田布施は少し減少のほうに転じていたかなと思いますが、どっちにしてももともとが増えていくような素地があったところだったと思いますが、その田布施でもこういった仕組みを導入しているということに驚いたところでもあります。

全国的な事例で、ちょっと調べて問い合わせしてみましたので、その辺のところを少しここで配信できればと思いますので。

青森県の平川市というところがあります。これ、ちょうど青森のど真ん中で、秋田と宮城にちょうど隣接するところの真ん中の辺りなんですけれども、そこには全く私が提案したのと同様に、すこやか住宅支援補助金というものがあります。平成25年に始まって平成27年までの3年間は、子育て世帯の市内在住者を対象とした制度で、それが平成28年からは、市外からの移住も対象とした制度に衣替えをしたんですけど、仕組みは光市の移住対象の制度と大きく変わりません。移住者の方が金額を高く設定してあって、

令和2年度では予算が2,668万円ということで、市内在住者が40世帯、市外からが43世帯がこの仕組みを使って家を建てたということで、83世帯が補助金をもらって家を建てたということでもあります。

制度創設からこれまでに、合計1億5,592万円が予算化をされて、合計454件の利用があったということで、担当者にお話を聞きますと、市内だけを見ても、補助金を出したとしても3年で元が取れるというか、10万円程度ぐらいだろうと思いますけれど、1年の固定資産税額が、3年ぐらいで元が取れるので、それ以降の固定資産税額とか住民税を考えていくと、大変財政的にも助かっているというようなことでありました。市内業者も裾野が広いですから、経済的に住宅産業、喜んでいるということで、補助金の元も額で見ると大きな金額なんですけれども、数年で元が取れますし、中長期的に財政基盤も強化をされていく、住宅産業としての市内の経済の活性化にもなると思いますので、ぜひ調査研究も含めて続けて欲しいなというふうに思います。これは、要望ということでしたしたいと思います。

○河村委員

今さっきの市道岩狩線のところの、私は契約の内容は承知しないんで、来年の3月までたしか契約期間が残っていたと思いますが、その契約では、御自身で契約期間満了した場合には、解体して更地で返すという契約があるんですか。

○山岡政策企画部次長

原則更地にして返していただくように定めております。

○河村委員

いや、原則じゃないっちゃ、契約書の中にそれがうとうちやるんかねって聞きよる。

○山岡政策企画部次長

契約書の中に記載されてあります。

○河村委員

じゃあ、契約満了後、撤去もしないでそのままずっと家があった場合、そういったときの地代の請求というのはどねえなっとるんですか。

○山岡政策企画部次長

その辺りは、契約上記載されておられません。

○河村委員

うたっていない。ということは、契約満了後、撤去しないでそのままにしておくと、地代も発生しないし、そういう中途半端な状況じゃったら、所有者に有利だとかいう話になるんでね。

○山岡政策企画部次長

契約終了後、その上に家屋が、あった状況であれば不法占拠の状況になりますので、所有者にとっては、言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、所有者に有利な契約と感じられることもあるかもしれません。

○河村委員

ぜひ、周辺を考えて、よく十分交渉をしていただくように。特に千葉へ行ったということであれば、なかなか難しい条件が出てきますけど、折に触れて1回ぐらい訪問したほうがええかと思えますので、お願いをしておきます。

それから、さっきの光丘の単価、土地、建物を含めた単価が言われていないというのが理解できんのじゃけど、条件付きの、何ちゅうんですか、販売じゃったわけです。要は学校施設で使いなさいよという条件がついちよったのかどうかということ、何にでも使えるという話じゃったら、要は平米数と単価を計算して、建売住宅でも転売できる値段なのかどうかということも検討したはずなんよ。そしたら、単価も分からんちゅうはずはなからう。

○佐々木企画調整課長

県から打診がありましたのは、市での利活用の意向の確認ということで話を受けたので、これまでに具体的な条件、要はそれを何かの施設で、建物の施設で使わなければいけないとか、そういったものの条件というのは聞いておりません。

以上でございます。

○河村委員

市で活用、市が自分で利用する場合についてという条件がついちよったということで、そうでなかったら単価、普通はつくからね。

もう一点、新宮に青年の家があるんです。これも同じように県から打診があって、一応断った状態で、県が要は解体して転売するという話があったんですが、もうあれから2年も3年、もっとたつんかな、そのままの状態よ。一番ありがたいと思うのは、塗装し直しちよってじゃから、きれいなんで、あそこへ浮浪者が入ったとかそういうことも聞かないんで、その点は安心なんですけど、それでもあのままずっとというわけにもいかないし、当初の冠山総合公園でいえば、あの青年の家の辺まで皆計画区域もあるし、あそこの北側については、当初残土捨て場の計画のあったところなんで、市として利活用ができるはずなんです。要するに何に使ってもええというその話なのよ。だから、その辺りについての現状を御存じないですか。

○岡村政策企画部長

申し訳ございません。光青年の家の現状については、大変申し訳ございませんが、ちょっと現状を把握し切れておりませんので、少しお答えが難しゅうございます。

○河村委員

もうちょっとアンテナを広げていただいて、年間の売却については十分目的達成しちよるから大丈夫ですという話じゃなくて、行政改革を含めて、要はこのまちが発展するかどうかという一つの、なっているんで、その辺りのところにも十分目配りをしていただいて、対処していただいたらと思います。

終わります。

○仲小路委員

今、デジタル苦手な方に対するいろいろな対応があると思いますけども、一つはICT相談窓口というのがありますけども、これの開設年月と、今日までの相談件数及びその内容がありましたら、その事例をお示してください。

○藤井情報推進課長

ICT相談窓口とは、市民の皆さんのインターネットの利用促進を図るため、これからパソコンを始めようとする人やパソコンの操作に不慣れな人など、インターネットに関して初心者の人を対象とした相談窓口で、平成20年4月に開設いたしました。

相談件数につきましては、明示的にICT相談窓口宛というわけではございませんが、ホームページの問合せフォームなどを通じたEメールでの問合せが毎年数件程度ございます。

また、その相談内容といたしましては、コミュニティセンターに設置しているフリーWi-Fiの接続方法を教えて欲しいですか、メール配信サービスの受信についてといったものがございます。

また、相談ではございませんが、リモートワークの増加に伴い、光回線を整備して欲しい、虹ヶ浜など市内に設置しているライブカメラの映像に関する要望などを受けております。

以上でございます。

○仲小路委員

利用状況は分かりました。これは、非常にいい制度だと思いますので、またいろんな形に市民の皆さんにお知らせして、いろんな対応をしていただければと思います。

あともう一点ですけども、デジタル活用支援推進事業とかありまして、これは光市だけではなくやっておりますけども、これについて今光市のホームページで案内がされておりますけども、それ以外にどういう形で市民の方に案内をされていますでしょうか。

○藤井情報推進課長

デジタル活用支援推進事業とは、国において実施されている事業で、ドコモやソフトバンクなど、携帯電話会社が各ショップにおいてスマートフォンの基本的な利用法などの講習会を実施する事業でございます。

本事業の案内につきましては、本年8月に市ホームページにおいて実施するとともに、9月号広報において周知いたしましたところです。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それと、この制度なんですが、実際に大手3社がありますけども、携帯会社が、ドコモとソフトバンクは光市内に店舗があるんですが、a uは光市内に対応の店舗がありません。店舗はありますが、これの対応の店舗になっておりませんけども、それを補完する対応というのはありますでしょうか。

○藤井情報推進課長

デジタル活用支援推進事業は、スマートフォンを持っていない方や、他社のスマートフォンを使っている方でも市内の対応店舗にて参加可能でございます。であるため、情報推進課のほうへ御相談があれば、そういった御案内をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。a uはありませんが、a uの機種もほかのところで対応できるということが分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○小林委員

すいません、今、仲小路委員のほうで質問を、いわゆるデジタルデバインドとかデジタルの対策のところを言っていたんで、私から1点だけ要望のみ伝えさせていただきます。

やはり今、デジタル技術が日々変化をされていて、日常生活においてはスマートフォンはPCなど、有効に活用して利便性が高まっている、その一方で、やはり高齢者が情報弱者となって社会から孤立するような状況も発生しております。

このような現状を踏まえて、高齢者に対するデジタル教育、あるいは高齢者にフレンドリーなウェブサイトの開設、あるいは高齢者に対するデジタルデバインド対策をより一層進めていただくよう要望いたします。

以上でございます。

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第 66 号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第 68 号 光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ③議案第 73 号 第 3 次光市生涯学習推進プランの策定について

説 明：高橋地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ④議案第 74 号 第 4 次光市男女共同参画基本計画の策定について

説 明：福原人権推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし



採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第 58 号 令和 3 年度光市一般会計補正予算（第 9 号）（市民部所管分）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第 59 号 令和 3 年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第 61 号 令和 3 年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

※報告事項

①光市空家等対策計画（案）中間報告

説 明：小田生活安全課長 ～別紙

○西村委員

一般質問でも、この空き家対策に関しては質問させていただいたんですけども、1点だけ、この計画の中で質問をさせていただきます。

38 ページなんですけれども、(2)に、関係機関などとの連携体制の構築及び相談体制の強化について、生活安全課が窓口となり、各担当部署と連携するといった旨の記載があるかと思えます。この記載で、窓口が統一をされる、トリアージをするのが生活安全課ということは何となくイメージができるんですけども、今、現状、ホームページの中は、空き家に関することというのは、いろんな各担当のページに分かれていて、結構飛び飛びになっている印象があるんですけども、これは今後どうなっていくのか。統一されるような方針などはありますでしょうか。

○小田生活安全課長

委員御指摘のとおり、市ホームページの生活安全課のページでは、他の関係機関等の情報がリンクされないなどの問題がございます。今後、空家等対策計画の策定に伴い庁内関係部署や関係機関等の空き家に関する情報のリンクを張るなど、利便性の向上を図りたいと考えております。

○西村委員

分かりました。ぜひ、よろしく願いいたします。  
以上です。

○森戸委員

30 ページの具体的な取組の4番、地域における空き家の利活用について、ちょっとお尋ねをいたしますが、具体的に事例があるんですか。それと、促進をするというんですが、どういった形で促進をしていくのか。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、例えば、大和地区の東荷では、地域おこし協力隊による「里の灯」という地域交流の場を設置等されております。そういった地域の促進のための空き家の利活用について事例がございましたら、そういうことについて促進をしていきたいと考えております。

○森戸委員

いや、だから、例えば、相談があるとするじゃないですか。促進をするというんですけど、どういうふうに促進をするんですか。「里の灯」というのは、「里の厨」の前の体験施設か、何かの話ですか。

○小田生活安全課長

そうでございます。

○森戸委員

いや、だから、支援策をつくって促進するとか、いろんなやり方があると思うんですが、具体的にどうやってくんですか。そこが、ちょっと、この文章から見えないので、お尋ねをしているんですけどね。

○小田生活安全課長

委員御指摘文章について不適切な表現ということであれば改めたいと思っておりますが、具体的に、今の時点でどういったことをするかは、今後の状況を踏まえながら、検討することを考えております。

○森戸委員

いや、私、文章を改めて欲しいという意味で言ったのではなくて、具体的にどうやって、例えば、やるのかが見えないので、ここに書いてあることはいいことだと思います。いっぱい、これから、こういう活用が出てくるので、どういうやり方を想定しているのかが見えないので、担当者が分からないようであれば、ここも進めようもないような気もするんですけどね。何て言ったらいいんでしょうね。計画ですよ。対策計画なので、私の言っている意味が分かりませんか。促進の仕方を聞いているんですけど。

○小田生活安全課長

促進についてでございますが、いろんな所管での取組について、空き家を活用するような事例がございましたら、そういったものについて促進するという意味でございます。

○森戸委員

よく分かりませんが、塩田か、東荷のほうで、空き家か、個人の住宅か分かりませんが、そういったのを地域に開放して、交流拠点にしているような事例があったと思います。それは、「里の灯」ではないところだったと新聞報道で記憶をしておりますので、交流拠点がないようなところでは、そういうものをつくっていくんかなとか、そういうふうに思ったんですけど、どうも、そうでもないような、何かよく分からないなと、ところなんですけど、何かあります。なければ、いいですけど。

○小田生活安全課長

具体的にはございません。

○縄田市民部長

ただいまの森戸委員さんの御質問でありますけど、具体的なものというのは、今、持ち合わせておりません。今後、庁内の連携会議や対策協議会、これは専門的な分野の方もおられますので、そういった方からの意見とか、いろんな情報をお聞きしながら、利活用の促進方法については、これから検討していきたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

ちょっと、じゃあ、具体的にお願いしときますけど、例えば、そういうのが恐らく出てないので、出てないというか、存在してないので、やりようがないということか分からないんですが、今後恐らく出てくるだろうという息吹は感じますので、例えば、そういうのが出てくれば、ホームページ等で、そういうマッピングするとか、どちらかで紹介をするとか、何らかの、この中にはいろんな支援制度がございましたよね、改修云々も含めて、そういうのも、そういう交流拠点登録制度みたいな、そういうのも必要なのかなと思いますので、そのあたりも御検討をいただけたらなと思います。公共施設もどんどん再編をしていきますから、例えば、上島田地区とかで考えると、なかなか駅以外は座ったりとか、ちょっと待ったりするような空間がありませんので、ひょっとしたら、空き家がそういうことに活用されるケースが出てくるかも分かりませんので、そういった場合には、交流拠点なんだという、登録なのか、看板なのか、分かりませんが、そういう仕組みを、ぜひ、つくっていただけたらなと思います。これは要望としておきます。

○小田生活安全課長

すみません。先ほどの件で申し遅れましたが、30 ページの(1)の①に利活用に向けた支援策の検討という項目がございます。この中で、先ほどの地域における空き家の利活用に関連するんですが、現在、国の空家等対策総合支援事業という空き家の活用に対する補助事業がございます。この補助事業は、滞在体験、文化交流、体験学習、創作活動などを利用目的とするための住宅等の取得、増改築などに係る費用を補助するようなものでございますが、今後、この補助制度の活用の可能性等について、取組事例を基に調査研究等をしていくつもりでございます。

以上です。

○森戸委員

よろしくお願いたします。

○中村委員

今のページの1つ前なんですけれども、具体的な取組、色々ありますけれども、①の適切な管理に向けた助言のところ、1番最後、助言を行いますというふうにあるんですけれども、こちらについては、助言というのは誰が行うのか、もしかしたら、専門家の方がいらっしゃるのか、もし、分かっていたら、お願いします。

○小田生活安全課長

管理不適切な空き家等の所有者等から相談があった場合でございますが、個々の状況に応じた対策について、まずは職員による助言等を行います。

なお、専門的な知識等が必要なケースについては、29 ページの上段にありますとおり、不動産や建築などの関係団体の相談窓口の紹介等を行いたいと考えております。

○中村委員

なるほど、分かりました。ありがとうございました。

それと、今、先ほど、森戸委員の質問のページになるんですけれども、①の利活用に向けた支援策の検討は、先ほど答弁ありましたけれども、国や県の支援事業を活用した支援策というのがありまして、その支援事業というのは、具体的にどういったものがあるのか、そして、また、それを活用した支援策の案というのはあるのでしょうか。もし、あれば、お願いします。

○小田生活安全課長

先ほど、森戸委員の答弁と重複するとは思いますが、現在、国の補助事業として、空き家対策総合支援事業というのがございます。この補助事業は、地域における文化交流等、そういった利用目的とした住宅の取得、増築に係る費用等について補助する制度でございますが、その具体的な利活用の方法について、どういったものがあるかというのは、現時点で具体的に示すものはございません。

以上です。

○中村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

私も実は周南市に1つ空き家を持っていて、空き家になって2年半ぐらいになるんですけど、この27 ページにもありますように、本当、空き家になる、本当はその前に、空き家になる前のタイミングで、しっかりした対策ができればいいんですけど、なってしまうってから、本当、時間がずるずるとたってしまうような感じになるので、本当、いろんなタイミングがあると思います。空き家になる前、空き家になった後のタイミングとか、いろいろな、持っている方のタイミングや事情もあると思いますので、いろんな事情に対しての取組などや寄り添い方は、これから考えながら、また、こうやって、取組をお願いしていけたらと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

以上です。

②光市交通安全計画（案）中間報告

説 明：小田生活安全課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

1点だけ、踏切事故ゼロを目指すというふうに書いておりますので、お尋ねをいたし

ますが、市内に4か所あります遮断機のない踏切の部分です。先ほども八王子踏切の件が出ましたけど、具体的にそういうところに関してはどういうふうに安全対策を進めていくのか。今後、八王子踏切に関してはJRと協議をするというようなお話だったと思いますが、その辺の進め方と最終的にはどういうふうな対策を講じていくのか。看板等ではなくて、警報機を設置するであるとか、その辺のところの本格的な対策ですよね。その辺はどのようにお考えですか。

○小田生活安全課長

委員、仰せの第4踏切は市内に4か所、そのうち1か所、慶周寺第1踏切については廃止の方向で進んでいることをJRから聞いております。残り3か所については、具体的な安全対策は聞いておりません。ただ、事故のありました八王子踏切、これにつきましては、国の運輸安全委員会からの報告書を基に、現在、対応策についてJRと協議中でございます。

生活安全課としましては、事故の再発防止に向け、注意看板の追加設置等について、JRと協議、調整をしております。

また、今後、最終的にどういった安全対策を講じるかというのは、あくまでJR主導の下に対策を講じることになりますことから、私のほうからお答えすることはできません。

以上です。

○森戸委員

踏切事故ゼロを目指しますというふうに書かれてありますから、やっぱり、そう書いてあるからには、求めていくのが、どう対策するかは別として、求めていくことは大切なことだと思いますので、以前も長門の事例を挙げて、手で遮断機を押す踏切で元に戻ってくるみたいな、そういう提案もしたと思いますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

ちなみに、慶周寺第1踏切に関しては、地域の同意が得られたということと理解しているんですか。廃止をする方向だという、その辺のところはいかがですか。

○小田生活安全課長

その辺については、私のほうでは関わっておりませんのでお答えできません。

以上です。

○森戸委員

分かりました。安全対策を着実に実施をしていただきたいと思います。

以上です。

(2) その他(所管事務調査)

○河村委員

マイナンバーカードですが、年が明けて1月1日からというような話もあったりしたんですが、正式にはどういう形で、今の最大2万円の交付が図られる予定なんです。

○中田市民課長

まだ、現状、正確な詳細な情報がこちらに来ておりませんので、ちょっとお答えできるような状況ではないということで、申し訳ございません。

○河村委員

ということは、今回の議会にもかかってないという、そうか、お金の出どころが、国が直接お金を払うということがあるのか、なるほど。

この間、ちょうど市民の方が下に来られて、今、マイナンバーカードの申請とそれから保険証の登録について話をされていて、結果、そのまま帰っちゃったんだけど、要は、既存、既に取得してしまっていると、要はお金が出てこんという話があって、その人、そのまま、さあっと帰っちゃったんだけど、できれば、初回なんで、持っておられる人も同じような適用ができるようになるとありがたいなど、国がやる、全てが国が、お金の出どころも国じゃったら、なかなかそういうわけにはいかんと思いますが、市が窓口になるということであれば、ぜひ、そういう恰好で、既存のマイナンバー持っている人にも、同じような、今回初めてのことで、適用をさせていただいたらと思います。お願いだけ。

○中田市民課長

そうですね、制度自体、国の制度でございますので、市のほうで独自にという考えも今のところございません。こちらとしては、国の制度に基づきまして、情報が出ましたら、皆さんにしっかり周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

国民健康保険あるいは後期高齢者医療制度のときに、入院時の食事の軽減など、いろんな制度がありまして、病院での案内もされているかと思いますが、特に市民課のほうでの被保険者への周知の方法はどのようにされていますでしょうか。

○中田市民課長

各保険制度における食事代の軽減等の周知につきましては、加入時や保険証の更新時等におきまして、窓口での御案内やしおりの郵送等により対応しているところでございます。

また、市の広報にも年に1回掲載させていただき、周知を図っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。皆様にしっかり届くようにやっていただきたいと思います。

あと、もう1点ですが、市民課の戸籍住民係ですけども、市外からの転入の際に、光市行政手続きガイドがございますけども、これをどのように活用されていますでしょうか。また、特に、生活する上で特に必要な書類等は特に渡されていますでしょうか。

○中田市民課長

まず、転入の際でございますが、御紹介にありました光市行政手続きガイド、こちらの転入したとき版をお渡ししております。併せて、そのガイドを基に国民健康保険や国民年金など市民課内での必要な手続きを御案内するとともに、状況に応じまして、市民課以外のガイド内に記載しております、例えば、福祉であるとか、水道、下水道、こういった手続や手続場所等についても、説明を加えております。

また、その他の生活する上での必要な書類といたしましては、ごみ収集カレンダーやごみ分別辞典、あと、自治会加入促進チラシなどを状況を確認しながらお渡しするようにしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。皆さん、全然知らない方が来られますので、できる限り丁寧な対応はしていただけたらと思いますし、また、提出するのが各出張所等もありますので、その辺の対応をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○森戸委員

三島コミュニティセンターの建設に向けてのところでお尋ねをいたしますが、これまでに地域とのワークショップは何回開催されましたか。

○高橋地域づくり推進課長

昨年度、まだ、具体的に建設が決定とならないうちに2回、それから、それが決定して、今年度に2回でございます。

以上でございます。

○森戸委員

そこで説明されていることというのは、どんなものを説明されているのか。それと、その結果、市役所として、市民部として得られたものは何なのか。その辺のところ分かれば、お示しいただけたらと思います。

○高橋地域づくり推進課長

ワークショップでお話をさせていただいたというか、お話し合いをしていただいたこと



は、コミュニティセンターの今後の活用方法、あるいは、今のコミュニティセンターに必要なもの、そういったものをワークショップ形式で、皆さんにアイデアを出していただくということでございます。そのアイデアを基にして、今、基本計画というものをつくる作業を進めておるといところでございまして、その成果については、基本計画の中に活かされるということで考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

いや、それは分かるんですが、そのコミセンのワークショップに参加された方からでは、非常にもどかしい思いをされているというふうに聞いております。要は、例えば、昨年やられたワークショップに関して提案をしたとしますよね、それに対する回答というのもないんだというようなことも聞いていますし、今、回答に関しては、今後反映していきますというふうに言われていますので、それはそういうふうにお答えをされたらいいんじゃないかなと思います。それと、毎回同じような進め方といいますか、同じような中身でやられますから、前に向いていってないというような感覚で、皆さん思われているみたいです。期限も限られることでしょうか、例えば、どこにもう建てるんだという部分も含めて、もう少し具体的な形を市のほうで説明をされて、それについて、どうなんかというような形での進め方が必要なかなと思いますが、それはいかがですか。

#### ○高橋地域づくり推進課長

委員から御指摘がありました点につきましては、今後、ワークショップをやるかというのとは別なんですけど、会議を行う際には参加者に対して、冒頭で会議の目的とか手法、それから、前提となる条件、こういったものはちゃんとお示しして、会議開催の意図とか会議の目標、こういったものを御理解いただけるように留意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

よろしく願いいたします。

#### ○小林委員

私から数点御質問がありまして、まず1点目としましては、コロナ禍で様々な制限がある中で、本年7月に、社会を明るくする運動ちゅうものが行われておりますが、具体的な活動というところとコロナ禍というところを踏まえて、これまでの活動と異なる点、こういうものがあれば、教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

#### ○福原人権推進課長

コロナ禍における社会を明るくする運動の具体的な活動などについて御質問をいただ

きましたが、例年7月に、推進委員や高校生の参加の下、光市推進委員会を開催し、社明大使に任命された高校生が市長に内閣総理大臣メッセージを伝達しておりますが、今年度につきましては、推進委員会が中止になったことから、保護司会光支部長、光市更生保護女性会長、光警察署長が市長室に赴き、メッセージ伝達を行っております。

また、毎年7月に実施しております啓発活動につきましては、規模を縮小した上で、10月にJR光駅、島田駅、岩田駅の3駅において実施しておりますし、小中学生を対象とした作文コンテストは例年どおり8月に実施しております。

このほか、今年度はコロナ禍での初めての試みとしまして、社会を明るくする運動のパネル展示を12月10日から20日まで、非接触型の啓発活動の工夫の一つとしまして、本庁舎ロビーにおいて、現在開催しております。

以上でございます。

#### ○小林委員

理解ができました。やはり、この活動というところで、実際に小中学校でいけば作文、あるいは、高校生とか啓発活動に従事をしていくということで理解をしておりますし、逆に、少し視点として、この活動に関与されている方というのは、例えば、社会を明るくする運動というところの意義も分かって活動に参加をされているんですが、なかなか、そこに関与されない方となってくると、この運動自体が周知をされてない、なかなか、市民全体に周知できてないという点がございまして、これについては、ぜひ、様々な広報媒体を通じて、しっかりと市民のほうに周知をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、やはり、コロナ禍の中で、いろんな規模を縮小したりというところもございまして、やはり、今の活動を継承しつつ、今後よりよい運動になるためにも、例えば、高校生あるいは中学生、関係団体というところから幅広い意見を聞いて、行事のブラッシュアップをしていくことも必要だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○福原人権推進課長

高校生や関係団体の方との連携という視点だと思うんですが、今、コロナ禍で実際にはできておりませんが、先ほど、社会を明るくする運動のことを申しました。その中で、例年ですと、市内の3つの高校の代表生徒さんに社明大使として参加していただいております。そういったことから、コロナ禍であります、学校にお願いに上がった際には、今はちょっと難しいと。あと、活動においても、BBS等、それぞれの学校でやっていただいておりますが、活動自体は夏休みの期間でないと学校とか勉強とかもありますので、今のところは、特にコロナ禍もありまして難しいという話はいただいております。

今後、今いただいた御意見等も持ち帰りまして、検討していきたいと思っております。

#### ○小林委員

理解できました。

次の質問なのですが、更生保護に少し視点を当てているんですけど、この活動を推進する上で、いわゆる保護司会あるいは更生保護女性会、関係団体との連携協力というのが不可欠だと考えておりますが、これもコロナ禍で様々な制限がある中で、どのような連携協力を行っていたのか。この点についてお示しをください。

○福原人権推進課長

社会を明るくする運動での連携・協力のほか、例年で言いますと、保護司会と更生保護女性会の総会へ職員が出席して、情報の共有をしております。コロナ禍とはなっておりますが、現時点、それぞれの会からは、市の審議会委員として、参加していただいておりますし、「人権を考える集い」など、人権に関する行事にも参加していただいております、そういった形で、連携協力は図っているつもりであります。

○小林委員

理解ができました。いわゆるいろんな総会あるいは人権を考える集い等にも、そういう関係の方が参画をされているちゅうことで理解をしました。その上で、やはり、保護司会あるいは更生保護女性会というところの情報共有の中で、いろんな課題が上がってくると思いますが、それに対しても、引き続き、フォローのほうをよろしく願いたします。

それと、少し毛色が違う御質問なのですが、いわゆる刑務所再入所者、いわゆる、約7割が再犯時に無職というところと、これらの人への就労支援を効果的に実施をし、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠というふうに私は考えております。光市内の協力雇用主の登録状況並びに登録企業の職種について、少しお示しください。

○福原人権推進課長

現在、光市内の協力雇用主の登録は9社となっております。その職種につきましては、建設業が3社、卸売業が2社、サービス業が2社、運送業が1社、その他が1社となっております。

以上です。

○小林委員

現状の協力雇用主の登録状況並びに登録企業の職種について理解ができました。

先日、保護司会の方と少しお話をする機会がございまして、その中で、やはり、1番課題になっているのは、協力雇用主の理解促進というところが少しフォーカスが当たっていました。そういう意味でも、なかなか、山口県が主導する取組ではございますが、光市としましても、協力雇用主の登録企業というところに対して、何らかの支援、あるいは、フォローというのにも必要なのかなと思いましたので、ぜひ、御検討のほうもよろしく願いたします。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 58 号 令和 3 年度光市一般会計補正予算（第 9 号）（総務部・消防担当部所管分）

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

※報告事項

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

①光市国土強靱化地域計画（案）中間報告

説 明：小熊防災危機管理課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○西村委員

それでは何点か質問をさせていただきます。

まず、防災指令拠点についてなんですけれども、総合防災情報システムについて 1 点ほどまず確認をさせてください。

一般質問の際でも答弁をいただいたんですけれども、総合防災情報システム、これの有事の際にもし何かがあったときに市民の皆様へに通知をする情報発信機能について、具体的にどういうふうに伝えていくというふうな機能というか、そういったところを想定しているのかというのを教えていただければと思います。

○小熊防災危機管理課長

総合防災情報システムの情報発信機能ということでお尋ねをいただきました。

総合防災情報システムにつきましては、先日の一般質問のほうで部長答弁にございま

したように、現在本市の要求基準、それから業者提案、これのすり合わせを行っているところでございますので、各機能の詳細はこれからという状況にあります。そうした中で、情報発信機能につきましては、基本計画において一般的には防災行政無線や市のメール配信サービス、それからホームページ、エリアメール、フェイスブックなどとの連携を図ることにより、複数のメディアにワンオペレーションで情報を発信する機能ということでお示しをしているところでございます。

また、情報発信に関して、本市の状況を申し上げますと、現在運用しております災害時の情報伝達手段には、防災行政無線をはじめ、メール配信サービス、電話通知サービス、フェイスブック、防災広報ダイヤル、さらにはLアラートを活用したテレビやラジオへの配信、エリアメールなど、多様な手段がございますが、防災広報ダイヤルを除き、それぞれ個別入力により発信をしております。こうしたことから、入力に係る職員の負担が大きいこと、それから発信でのタイムラグが発生することといったような課題がございます。

こうした状況、それから基本計画を踏まえまして、総合防災情報システムの情報発信機能においては、現在運用中の情報伝達手段について、入力の集約が可能な手段については、システムと連携をさせることで職員の入力に係る負担軽減を図るとともに、情報発信に係るタイムラグの減少につなげ、効率的で迅速な情報発信を目指すこと、これが基本になるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。極力職員の皆さんの負担が減るように、一括で発信できるものは発信していくというふうなことかと思えます。

ちょっと所管が違ったんですけれども、行財政構造改革推進プランのほうでは通報アプリの導入について少し触れられているところがありますんで、今後導入されるそのツールにもよってくると思うんですけれども、より市から市民の皆様に、視覚的にもアプリを使ったら的確な情報を届けることができるんじゃないかなというふうに考えております。なんで、今後そういった導入されるツールというのも踏まえた上で、より正確で迅速に分かりやすい情報を市民の皆様に届けられるように、引き続き検討を進めていただければというふうに思います。

それから、ちょっと話が変わるんですが、選挙のことについて数点お尋ねをさせていただきます。

年が明けると、県知事選挙と県議会議員の補欠選挙が行われるわけなんですけれども、現段階でその選挙に向けた準備はどのようになっていますでしょうか、お示してください。

#### ○松村選挙管理委員会事務局長

令和4年2月6日執行予定の山口県知事選挙及び山口県議会議員補欠選挙の準備状況ですが、現在、投票所入場券の作成やポスター掲示場の設営についての準備を進めており、先日、ポスター掲示場設置撤去委託の入札が終了し、委託業者が決定しました。そ

のほか、投開票施設の借用予約等について行っております。また、12月22日には山口県議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会を予定しておりますので、配布資料等の準備を進めているところです。

このたびの選挙もコロナ禍での選挙となりますので、投票所における消毒液の設置や使い捨て鉛筆の配置等、新型コロナウイルス対策に万全を期すことにより、コロナ禍においても安心して投票していただける環境の整備に努めることとしております。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。引き続き順調に進められるようお願いをいたします。

ちなみに参考までにお聞きしたいんですけども、さきの国政選挙においてなんですけれども、投票所の職員の体制であったり、どういった体制で実施されていたのかというのをお尋ねをさせていただきます。お願いします。

#### ○松村選挙管理委員会事務局長

10月24日に執行いたしました参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙は1票の選挙でしたので、市内33か所の投票所において4名から5名の事務従事者を配置し、合計163名の体制で投票事務を実施いたしました。また、翌週の10月31日に執行いたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は3票の選挙でしたので、各投票所に5名から6名の事務従事者を配置し、合計196名の体制で投票事務を実施いたしました。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

各投票所に立会人がいらっしゃると思うんですけども、その立会人の選定というか、選び方というのはどのように決めているのかお伺いいたします。

#### ○松村選挙管理委員会事務局長

投票所の立会人につきましては、現在各投票所の投票管理者の方に人選等お願いしております。投票立会人につきましては、公職選挙法第38条の規定によりまして、以前は各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から選任しなければならないとされておりましたが、公職選挙法の改正により、令和元年6月から投票立会人の選任要件が緩和され、選挙権があればどこの投票所でも投票立会人に選任することができるようになりました。そういった形で現在各投票所の投票管理者の方をお願いをしております。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。要件が緩和されたということが今話があったと思うんですけども、聞くところによると投票所の立会人の確保が難しくなっているというふうな話

を聞くことがたまにあるんですけども、実際のところその辺りの状況というのは把握されているでしょうか、お願いいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

投票所の立会人の確保についてですが、各投票所の投票管理者の方の中からは確保が難しいといったような声はだんだん出てきてはいるんですけども、先ほど言いました令和元年から選任要件が緩和されたといったこともありまして、現在のところはどうにか確保ができていくという状況であります。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。今後やっぱり確保がより難しくなってくるというふうな状況も想定されると思いますので、早めに、ほかの別の周知方法であったりとかを検討いただきますように、よろしくお願いいたします。

続いて、選挙における投票率のことについて少しお話を伺いたいんですけども、さきの10月の国政選挙の投票率というのは把握をされていますでしょうか。お願いいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

10月31日に執行されました第49回衆議院議員総選挙での小選挙区での光市の投票率ですが、53.48%でした。全国の投票率は55.93%で、前回の平成29年の選挙より2ポイント余り上回ったものの、戦後3番目に低い投票率となりました。なお、光市の投票率は全国を2.45%下回りました。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。全国の状況と光市の状況と今お示しを頂いたと思うんですけども、ちなみに県内の他市との比較というか、県内の平均といいますか、県内のほかのところと比べての状況というのを伺いしてもよろしいでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

山口県の第49回衆議院議員総選挙での小選挙区及び比例代表の投票率は、共に49.67%でした。これは都道府県別に見ますと、最も低い数字でした。光市は小選挙区で県平均より3.81%上回っております。県内での投票率の順位ですが、比例代表の投票率で申し上げますと、県内13市中5番目でした。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。県内では半分よりは上だけれどもと、ただ、全国平均と比べ



てやっぱりやや少ないというところかなというふうに思うんですけども、全国的に投票率は下がり続けていく中で、投票率の向上に向けた取組というのは何かされているところがありますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

投票率の向上に向けた取組といたしましては、高等学校における選挙出前講座を実施しております。この出前講座では、投票における疑問や不安等を払拭してもらうために模擬投票を取り入れるなど、今後の選挙での投票への障害を軽減できるよう工夫したり、選挙公報等候補者の情報を取得する方法等について紹介しているところです。また、住所を移転する場合には住民票も移動するよう周知を図るとともに、不在者投票や期日前投票等の手続について説明をしております。

そのほか、ポスターや習字、標語の啓発作品の募集や入賞作品の展示、中学校での生徒会選挙に使用する記載台や投票箱などの選挙用品の貸出しを行っております。実際に選挙で使用する記載台や投票箱を使って選挙を体験することで、「本物を使ってみたい経験になった」などの感想をいただいております。

また、選挙時の啓発としまして、10月の国政選挙では市内の公共施設等10か所への啓発看板の設置、広報車を使用した巡回啓発、防災行政無線を使用した啓発放送、市広報への記事の掲載、啓発用品の作成・配布、期日前投票立会人に高校生を選任するなどの取組を行いました。

次に、投票環境につきましては、入り口の段差等があるなど、高齢者や障害者の方々が利用しにくい施設につきましては、段差解消のための簡易スロープを設置したり、車椅子を配置したり、土足のまま入場できるマットやシートを敷くなど、改善に努めております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。主に講座であったりとか体験、そういった啓発をメインにされているという認識をいたしました。

最後に一点、もう一点質問なんですけれども、今のハードの面でも少しあったかと、段差の話とかあったと思うんですけども、そもそもの投票所を例えば移動式のバスとか、そういった移動ができる投票所、移動式の投票所の実現というのはまず法的には可能なかどうかというのは、その辺をまず教えてください。

○松村選挙管理委員会事務局長

バス等を利用した移動期日前投票所ですが、これにつきましては現在、他の自治体でも行われておまして、可能であるということになっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたとおりにかと思うんですけども、いろんな新聞とかを見ていると、来年の2月の県内の選挙でも、ほかの自治体では移動式の、路線バスを使った移動式の期日前投票所を設置するような自治体も実際に出てきておりますので、この投票率の向上に向けた取組というのもやっぱり本市としてももっと取り組んでいくべきことなのではないかなというふうに思いますので、もちろん啓発であったりというのも大事ではあるんですけども、そもそものハード的な仕組みの部分というのでもてこ入れをして今後考えていただければというふうにお願いをいたしまして、終わります。

#### ○河村委員

今、選挙の続きをちょっと触れます。参議院選挙のときの掲示板の撤去がえらい速やかにいったわけですが、何か特段平素と違ったことがあったんですか。

#### ○松村選挙管理委員会事務局長

特に変わったところはないんですが、去年の市長・市議選のときに、できるだけ3日以内には撤去をしてくださというふうなお願いをしております、その辺りのことも影響していたのかなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

月曜日には大方皆済んだような気がするんで、ちょっとびっくりして、やったらできるなら毎回同じようにやってくれりゃあええなあというふうに思うんで、心がけていただいたらと思います。

それから、選挙公報なんですが、調査員に配布をお願いをしておるようなんですが、所によっては自治会長が配布するところもあるんですよ。今、広報が、市の広報が月1回になったんで、25日の後にでもそら選挙があればもうすぐ何も言わずええんですが、別に配るということになると自治会の組織を使って配れないんで、自分で配らんやいけんのよね。そうすると、今配布手数料が45円じゃったんですかね。ちょっとその辺の説明をしてください。

#### ○松村選挙管理委員会事務局長

現在、選挙公報、各選挙において作成されている選挙公報につきましては、市が契約した業者を通じて市の広報紙を配布していただいております広報調査員の方に配達をし、各調査員から各世帯へ配布をしていただいております。また、選挙広報配布委託料としまして、一部について40円をお支払いしております。

以上でございます。

#### ○河村委員

調査員の受託をするときに、選挙公報を配るというのも入っちゃったんかいね。郵便

局が無差別に配る方法がありますよね。単価何ぼかあれですが。そういった方法のその調査をして、選挙広報の配布単価というのを決めるんじゃないんですか。どうやってこの単価ちゅうのは決めちゃったんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

最初に広報調査員の方へ広報・シティプロモーションのほうからお願いをされてるかと思うんですけども、その文書の中に一文、選挙公報等の配布物もあるというような一文は入れていただいているかと思います。

それから、委託料の金額を決めたことなんですけれども、これにつきましては平成 22 年に改定を行っておりまして、その当時の広報紙、市広報の配布手数料を参考に決定しております。それと、あと選挙執行経費のほうの配布費、そういったところを参考に総合的に決めたといったところでございます。

以上です。

○河村委員

その当時の市広報って 85 円じゃなかった。市広報の半分ぐらいの値段の設定ということなの。で、郵便局のほうは調査はしてない。

○松村選挙管理委員会事務局長

広報紙のほうにつきましては月 2 回で 85 円ということで、あと県の広報紙とか配られるといったところもありましたので、一応、市の広報紙としては 80 円、その半額、2 回分を 1 回として、半額ということで 40 円としております。

郵便局のほうのサービスにつきましては、タウンプラスといったものが、各世帯に配られるといった近いサービスがありますが、こちらのほうについては配達回数とか形状、差出条件等によって料金が異なって、1 通当たり 29 円から 58 円といった料金とされているようです。

以上でございます。

○河村委員

調査員によって、あるいは自治会長によって違うんですけど、結構高齢になってきて、配布そのものが大変だと。通常の広報であれば、すぐ配達するための便利な班長とかそういった組織を使えるわけですが、日にちが限定ちゅか、結構早い、急ぐじゃないですか。選挙公報の場合は。そういった意味合いで言えば、できたらそういった類いの既存のあれは使わずに配れる、配布できるような方法というのを 1 回ちょっと検討していただいたらと思います。お願いだけで。

それから、職員研修なんですけど、最近出席してどうのこうのというよりは、リモートといいますか、テレビ等の映像でそういった研修を受けたりするケースが増えてるんですけど、結構高いんですよね。1 回の受講が 3 万円とか 4 万円とかという条件の中で、受けたけど、ああ、もうちょっとじゃったのうとか、そういった類いも結構最近聞くよう

なケースがあるんですが、選別、そういった今、要は講習の選別等について、何か御意見があります。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

オンラインでの研修のお尋ねを頂きました。本市の研修事業では、これまで講師と受講者が1つの会場に集って行う集合研修を基本に実施をしてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常的に人と人との接触を回避することが求められる中で、研修においても中止や延期を余儀なくされるとともに、受講者の制限や外部講師から内部講師への変更など、可能な限りの感染防止対策を講じながら実施をしてきたところでございます。

こうした中、非接触型の研修として、オンラインによるものが現在急速に増加をしております。現在総務課が実施する研修はもとより、各所管が実施する研修におきましても、オンラインにより受講しているものがございます。

令和2年度実績で申し上げますと、総務課が実施をする研修では、人事評価制度評価者研修をオンラインで実施をしましたほか、eラーニングを活用した研修を実施いたしました。また、各所管におきましても、簡易的な調査による集計ではございますが、行政保健師研修や広報協会広報セミナーなど32件の研修をオンラインで受講をしております。

これまでオンラインによる研修を経験した職員からは、「一方的に講師からの講義を受ける研修であれば、オンラインでも十分」といった声が出る一方で、「受講者間の意見交換や意識の共有が図れない」といったような声もございます。

オンラインのメリットとしてはまず、コロナ禍においても最も必要な人と人との接触が避けられるということが挙げられますが、パソコンやインターネット環境さえあればいつでも学習機会を得ることができるほか、研修所へ移動することのリスクの回避、時間の有効活用、経費の節減などが挙げられます。

しかしながら、職員の声にもありますように受講者間のコミュニケーションが図れないことや一方的に講義を聞く形となりますのでモチベーションの維持が難しいこと、また講師側も受講者のリアクションが把握しづらいといったデメリットもあり、研修の成果は知識の習得という観点だけでは図ることができないのではないかと考えております。

こうしたことから、市としましては、内容によりましてはオンラインを活用した研修も有効と考えておりますけれども、講師との意思疎通や受講者間の情報交換や交流を図ることのできる集合研修ということを基本に、今後も感染状況には注視しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員  
結構です。

○小林委員

私から数点御質問をさせていただきます。皆さんの記憶にも新しい令和3年11月21日に不発弾処理の作業を行われておりましたが、当日の作業概要についてお示しください。よろしくお願ひします。

#### ○小熊防災危機管理課長

不発弾処理作業の概要ということでございます。11月21日に実施をいたしました不発弾処理につきましては、9月23日に日鉄ステンレスの敷地内で施工中の工事区域で発見されましたアメリカ製の250kg爆弾について、弾頭及び弾底の信管を除去するというものでありまして、陸上自衛隊をはじめ、警察や消防、それから敷地所有者である日鉄ステンレス、さらにはライフライン事業者、公共交通事業者など、多くの関係機関に御協力を頂くとともに、市としても全庁一丸となった体制で対応し、それぞれが自らの役割に責任を持ち、主体的に作業に当たったところでございます。

また、警戒区域内の住民の方や事業所の退避について、住民一人ひとり、各事業所はもとより、地元自治会や関係議員においても御協力を頂きまして、処理のほうも円滑に、そして安全に実施をできたものというふうに考えております。

当日の処理作業について時系列に沿って申し上げますと、まず、午前7時30分に現地対策本部を設置をいたしました。場所のほうは、本庁舎が警戒区域に含まれるということから、光地区消防組合消防本部の多目的ホールといたしました。また同時刻に各避難所のほうを開設いたしております。そして、8時に警戒区域を設定いたしまして、退避の確認、交通規制等を開始し、状況が整ったことを確認した後、9時に陸上自衛隊による処理作業が開始をされました。

なお、警戒区域は処理現場からおおむね半径300mの範囲とし、交通規制は国道188号の正門町交差点から島田市交差点までの区間と、警戒区域内の市道等を規制区間として実施をいたしました。

作業開始から1時間56分後の10時56分に、現地の処理班から終了の報告があり、本部長であります市長が現地確認に赴き、処理隊長から不発弾の信管や本体を見ながら説明を受けた後、不発弾搬出に向けた積載等、自衛隊による全ての処理作業が完了した11時49分に安全化宣言を行いました。これにより、交通規制の解除作業を開始いたしまして、11時56分に交通規制が全面的に解除されたことから、避難所のほうも閉鎖をいたしております。なお、避難者は、全体で31世帯51人でございました。

そして、11時57分に現地対策本部を閉鎖いたしまして、全ての処理工程を完了したということでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

当日の流れが非常によく分かりました。7時35分に対策本部を開所してから11時57分に閉所するまでの間に、それぞれの役割をしっかりと果たしながら、しっかりと対応されたということはよく理解ができました。

その上で、例えば不発弾処理作業に伴って、多くの市民が今回、先ほど避難をされた

というふうにお聞きをしましたが、避難所での状況あるいは避難者の感想等、こういうものを把握してるのであればお聞かせください。

#### ○小熊防災危機管理課長

当日の避難所の状況でございます。

避難所はあいぱ一く光、それから教育委員会庁舎、スポーツ館、光井コミュニティセンター、金山前自治会館、テクノキャンパス研修センターの6か所を開設しました。

避難者数は、全体で31世帯51人で、避難者数が最も多かったのはあいぱ一くの16世帯23人でございます。また、ペットとの同行避難が可能なテクノキャンパスにつきましては、猫を連れた1世帯5人の方が利用されております。なお、避難所においては昼食のほうを提供しております。

避難所での様子についてのお尋ねもございました。

担当所管によりますと、最も避難者が多かったあいぱ一くのほうでは知り合い同士で避難されている方が多く、和やかに話をしたりテレビを見たりしながら過ごされていた。また、天気もよかったということもありまして、近くのスーパーやコンビニのほうに買い物に行かれる方もおられたというふう聞いております。避難された方からは、「不発弾の処理が無事に終わってよかった」という感想が多くあったほか、昼食が提供されたことへの感謝や職員に対してねぎらいの言葉を頂き、苦情等はなかったということでございます。

ペットとの同行避難でテクノキャンパスを利用された方につきましては、最初ケージ置き場のほうを利用したんですけれども、猫が寂しがるということで車の中で常に1人か2人が一緒におられて、それ以外の方はセンター内の和室のほうで過ごされたということでございます。途中、こちらのほうも散歩や買い出しをされるなどくつろいだ様子で、帰られるときに「ペットと一緒に避難できる場所があつて安心できた」ということと、それから「弁当やお茶、テレビなどの配慮がありがたかった」といったような言葉を頂いたということ聞いております。

また、金山前自治会館のように、地元自治会の役員さん方の協力を頂いたところもでございます。

こうしたことから、今回避難所を利用された方については、処理が無事に終わるまで多少の不安はあったかと思えますけれども、おおむね過ごしやすかったというふうに感じられた方が多かったのではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

#### ○小林委員

当日の避難状況というところよく理解できました。6か所ある中で1か所、テクノキャンパスでペットも一緒に避難ができるという、非常に素晴らしいことだと思います。当日のいわゆる避難された方のお声というところも非常に、避難することによって不安な気持ちがあったかもしれない、そこをしっかりと緩和されてたというところで、そこに対しても非常に安心をしました。引き続き、このような事態が起こったら、今のような

取組というところをぜひ続けていただきたいというふうに思います。

先ほどの少し回答にもございましたが、本庁舎が今回警戒区域に含まれたということもあります。どのような対応を取れましたのかというところでお示しをください。あと、当日どれぐらいの問合せがあったということも併せて確認をさせていただきます。よろしくお願ひします。

#### ○加川総務課長

本庁舎のことでございますので私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどから話に出ておりますように、不発弾処理によりまして本庁舎も警戒区域に含まれましたことから、市役所の休日窓口機能、これを確保するため、この窓口を教育委員会に移設をして業務を実施いたしました。実施に当たりましては、窓口を訪れる方の混乱を未然に防ぐために広報紙への記事掲載、あわせて、前々日の夕方から本庁舎の駐車場入口付近に「11月21日午前8時から不発弾処理作業終了までの敷地内立入禁止」の予告看板を設置するなど、周知を図った上で当日に臨んだところでございます。

当日の状況を申し上げますと、午前7時30分から電話の切替え作業、これを行いつつ、また教育委員会の敷地内に「市役所休日窓口」の看板を設置、午前8時から教育委員会での休日窓口業務を開始いたしました。同じく、午前8時には本庁舎の駐車場を立入禁止とし、人や車両が敷地に入らないため、また窓口機能の移転を知らずに本庁舎を訪れた方を教育委員会に誘導するために、職員2名を配置し対応いたしました。そして、午前11時56分、交通規制の全面解除後は、本庁舎敷地内の立入禁止を解除するとともに、直ちに休日窓口機能を本庁に戻す作業に取りかかりまして、午後0時5分に本庁舎での通常業務に戻りました。

以上が対応の状況でございます。

また、当日の問合せのこともお尋ねいただきましたが、本庁舎機能を教育委員会に移設をした間で申し上げますと、窓口への来客はございませんでしたが、交通規制の範囲の確認、あるいは「いつ頃終わるのか」など、29件の電話のお問合せを受けたところでございます。

このたびの休日窓口機能の移転であるとか、本庁舎敷地の閉鎖であるとか、こういったことは過去に例のないことでございましたけれども、関係機関との調整をはじめ、電話の転送テストなど入念な事前準備を行いましたことから、トラブルなく円滑に休日窓口業務を遂行できたというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

まず、すばらしいと思ったのが3点ありまして、一つはやっぱり市民への事前の周知というところがしっかりなされたというところと、あとはやっぱり実際の今回の不発弾処理作業によって変わってくる業務に対する事前準備というところ、あとは庁内での連携、もうこの3つの視点がすごく大変すばらしかったというふうに思います。しっかりとそれに対して、あとは市民からの問合せに対してもしっかりと対応されたということ

で大変安心をしました。

あと、今回の不発弾処理作業に対しては、光市役所をはじめとして、関係各所との緊密な連携の下で、安全かつ迅速に対応されたところということに改めて敬意を表する次第でございます。

また、今後、こういうことは起こってはならないというふうに思いますが、不発弾処理作業で得られたノウハウというところを今後の有事の際に活用していただきたい、そのように思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。